

第百二回 参議院法務委員会會議録第八号

昭和六十年四月十六日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

四月十五日

辞任

出口 廣光君

吉川 芳男君

藤田 正明君

安井 謙君

宮本 顯治君

補欠選任

園田 清充君

徳永 正利君

川原新次郎君

森山 眞弓君

佐藤 昭夫君

辞任

石本 茂君

川原新次郎君

河本嘉久蔵君

徳永 正利君

補欠選任

柳川 覺治君

吉村 眞事君

水谷 力君

吉川 博君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大川 清幸君

海江田 鶴造君

小島 静馬君

寺田 熊雄君

飯田 忠雄君

土屋 義彦君

名尾 良孝君

水谷 力君

吉川 博君

吉村 眞事君

柳川 覺治君

小山 一平君

佐藤 昭夫君

橋本 敦君

國務大臣

法務大臣

柳澤 錬造君

中山 千夏君

嶋崎 均君

枇杷田 泰助君

寛 榮一君

野崎 幸雄君

山口 繁君

上谷 清君

奥村 俊光君

吉本 修二君

山口 省二君

大蔵省主計局主計官

国税庁直税部資産評価企画官

常任委員会専門員

事務局側

説明員

大蔵省主計局主計官

国税庁直税部資産評価企画官

常任委員会専門員

事務局側

説明員

大蔵省主計局主計官

国税庁直税部資産評価企画官

常任委員会専門員

事務局側

説明員

大蔵省主計局主計官

国税庁直税部資産評価企画官

常任委員会専門員

事務局側

説明員

大蔵省主計局主計官

国税庁直税部資産評価企画官

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件
○証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○参考人の出席要求に関する件
○電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨十五日、出口廣光君、吉川芳男君、宮本顯治君、藤田正明君及び安井謙君が委員を辞任され、その補欠として園田清充君、徳永正利君、佐藤昭夫君、川原新次郎君及び森山眞弓君が選任されました。

○委員長(大川清幸君) 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の質疑は前回終局しておりますので、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○寺田熊雄君 私は、日本社会党を代表して、賛成の立場から討論をいたします。反対討論がありませんが、賛成の立場からの討論というところ、ちよつとそぐわない感じがなくてもありませんが、本法案につきましてはまだまだ論じ足りない点が多々あるものであります。しかし質疑が既に打ち切られておりますので、討論の場をかりて問題点を指摘して、法務省当局にも御検討を求めたいと思ふのであります。

その第一は、質疑の段階でも、また立法に関する法曹三者協議の場でも論議になりましたが、国選弁護人の被告人側からなされます被害に対する補償については単独の法律によるべしとの論議がなされておたことは明らかであります。それが大蔵省当局の反対その他の事情から実現いたしませんで、証人等被害給付法の改正によって国選弁護人に証人と同じ地位に立たせて同じ処遇を受けしめるに至つたのであります。その理由として法務省当局では、どちらも刑事司法の一翼を担つてそれに貢献する点においては両者はそう変わりはないと説明しておられるのであります。しかし、そういう点から申しますと、裁判官、検察官も全く国選弁護人と異なるところがないのであります。

す。ところが、それらの人々は国家公務員災害補償法の適用を受けておるのであります。かつ、この国選弁護人につきましては検察官とパラルールに考えるのがむしろ訴訟の構造上は適當のように思われるのであります。

ところが、検察官は国家公務員災害補償法の適用を受けず。また裁判官も単独の法律で結局は国家公務員災害補償法の適用を受けることになつておるのであります。両者は同一原因による死亡の際、遺族の受ける年金につきましてはその計算の基礎が平均給与額ということになつております。ところが、国選弁護人の場合は給付基礎額というところになつておるのであります。これは一万円以下ということになつておるのであります。裁判官、検察官の場合の平均給与額というのは、その地位によつても異なるものであります。一、二万円以上になる場合の方がむしろ大きいのであります。この両者の経済的な差異というものは歴然たるものがあるのであります。しかも裁判官、検察官の場合はそういう経済的な利点に加えて、さらに国家公務員共済組合法上の年金もそれに加わるのであります。そこで、国選弁護人との権衡を失ふことは明らかなのであります。

国選弁護人も裁判所の命令によりまして司法の一翼を担う以上は、その業務に起因する災害につきまして給付を受ける場合には、このように裁判官、検察官との間に甚しい格差を生ぜしめることは適當ではございません。これがまず私が単独の法律によつて適切な給付をなすべきであるとするこの第一の理由であります。

第二には、法務省当局が将来の検討課題と答弁されましたように、加害者と被害者とが親族関係にある場合に、法第四四条は給付をなすべきか否かを法務大臣の裁量事項と規定しておるのであります。ところが第五条を見ますと、これは裁量事項

ではなくして絶対的に給付が不可能なようになつております。これは明らかに一つの法律で法的整合性を欠くことが明らかでありますので、これはやはり本法の一つの欠陥とも申すべきものであります。

第三に、本法により給付を受ける権利は第九条第二項によつて二年内に行使しなければ権利を失う除斥期間となっておりますが、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律によつて給付を受ける権利は、これは二年間の消滅時効という事になつております。国家公務員災害補償法によつて給付を受ける権利もやはり二年間の消滅時効の規定になつておるのであります。

この点、法務当局は除斥期間といたしましてはこの犯罪の加害者が明瞭であるので別段の弊害はないというふうな答弁なさつておられるのであります。それは事実いろいろな場合が想定されるので、例えば法廷で国選弁護人が危害を受ける場合には、それは国選弁護人の発言その他弁護活動のゆゑに被告人その他の者が危害を加えたということが明瞭であります。例えば何年かたった後で家庭内において国選弁護人が危害を受けた場合に、それが果たして弁護活動のゆゑであるかどうかなどという事は明瞭ではありません。それが逮捕されて自白した場合には明瞭となるのであります。けれども、そのときには既に二年の経過をしてしまつて、除斥期間のゆゑにこの給付を受ける権利を失うのであります。それも一つの本法の欠陥と申すべきものであります。

これらの点を考えますと、結論において私は本法案に賛成するものの、本法案には以上のような相当の欠陥があつて将来当然これは改正を考慮すべきものであると考えますので、この点を指摘して討論とするわけであります。

○委員長(大川清幸君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石本茂君、河本嘉久蔵君、徳永正利君及び川原新次郎君が委員を辞任され、その補欠として

柳川覺治君、水谷力君、吉川博君及び吉村真事君が選任されました。

○委員長(大川清幸君) ほかに御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大川清幸君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大川清幸君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大川清幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大川清幸君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案の審査のため、次回委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大川清幸君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大川清幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大川清幸君) 電子情報処理組織による

登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は、去る十一日の委員会において聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 最初に最高裁判所の方にお尋ねをいたしますけれども、最近、裁判所をだます手形詐欺グループがあるという大きな新聞報道がありました。これは手形の振出人が手形を持ち逃げされた裁判所に虚偽の申し立てをしまして支払い禁止の仮処分を得る、そして手形所持人への支払いを停止させて不渡り処分を免れる、そういう工作をしておつた者が逮捕されたという記事であります。

確かに私も日常的な弁護活動で、例えば債務名義を得まして債務者に強制執行をしましたときに、債権者がどうも怪しげな公正証書などを持つて配当要求をしてくるということがあります。どうもこれは怪しいぞと思ひまして、勇を鼓して異議の申し立てをして訴訟に持ち込むという決然たる態度をとりますと、その配当要求をいたしました債権者が申し立てを取り下げてしまふ。もし私どもが勇気がなくてその異議をしなれば、そのまゝ配当要求が生きて私どもの正当な債権が弁済を受け得ないということになるわけであります。

そういう日常の経験がありますので、裁判所をだます、そして仮処分をとると、この新聞報道が人ごとでないわけでありまして、この犯人はもう既に逮捕せられたというのでありますので、檢察当局におかれて起訴その他の処分はなされたのかとも思ふのですが、まずそれをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 御指摘の事件でございますが、東京地検におきまして、本年二月二十四日、高橋功外四名を詐欺罪で送致を受けました。被疑事実については今あらまし先生御指摘のような疑いでございますが、このうち高橋外二名につきましては三月十三日に詐欺罪で東京地裁に公判請求

し、その余の二名については処分保留のまま釈放しております。

なお、起訴に係る公訴事実の要旨は、被告人らは共謀の上、手形割引名下に金員を騙取しようとして、真実は、割引を受けるために交付する約束手形につき、いずれもその支払い期日に手形金を支払つて決済する意思がないのにあるように装い、被害者に手形割引を依頼し、その旨誤信した被害者から現金合計千七百二十五万四千余及びかねて交付していた手形二通を騙取したという事実でございます。

○寺田熊雄君 それで、この仮処分はもとと振出人とあて名人の間だけというのであればそれは極めて問題はないのであります。決定の本文の書き方がまちまちなため、銀行側が「第三者にも効力が及ぶ決定」と錯覚、ほとんどが「支払い完全凍結」として取り扱われている」という新聞報道があります。これは実際はどうなつておりましたか。

○最高裁判所長官代理者(上谷清君) 手形交換所のお取り扱いにつきましては、各地の銀行協会ごとに手形交換所の規則あるいはその実施のための細則を定めておられまして、実は各手形交換所で若干お取り扱いが違つたようでございます。現に裁判所の出した仮処分におきまして、債務者からの支払い請求に応じて支払いをしてはならない、そういうふうに明確な限定を付してはならない、そうして不渡り届がされなくてもよいというふうな扱いをされた交換所もあるようでございます。また全面禁止のような形の仮処分でございます。また全面禁止のような形の仮処分でございます。また民事訴訟法上債務者に対してのみ効力を有するものであるということも前提に、当該不渡りの届け出が必要でない場合に当たらないというふうなお考えで扱われるところもあるようでございます。また逆に、現実には債務者からの支払い明示については支払いをしてはならないという限定をつけていたケースで実際に不渡りの扱いをしたというふうな交換所もあるようでございます。

これは実は手形交換所規則ないしはそれに付随

いたした細則の規定がやや明確を欠いており

ましたために、各交換所で若干の扱いの違いが

あったというふうになっておりまして、この点に

つきましては、例えば東京手形交換所の手形交換

規則に付随いたした細則につきましては去る

三月五日付で改正がなされて、という主文

であるにもかかわらず、いずれにしても債務者から

の支払い呈示の場合に限って仮処分効力がある

、したがって、それ以外の第三者からの支払い

呈示であれば通常の支払い呈示と同じように取り

扱う、つまり資金不足その他であれば要するに不

渡りの届け出を要すると、こういうふうに変更ら

なされておられますか。

○最高裁判所長官代理者(上谷清君) ただいま仰

せのとおり、事は裁判の主文の問題でございます。

裁判所が御判断なさることでございますので、そ

の中身等につきましては私どもいたしましてと

やかく申し上げる立場にないわけでございませ

が、しかし現実にはこのような種類の仮処分、こ

の種に限らず一般に仮処分を通じてございませ

が、真に保護される債権者を緊急に救済するために裁

判所としては迅速な決断を迫られますと同時に

に、仮処分を悪用するという例もないわけではな

い。そこをうまく判断していくために各裁判所の

裁判官の方々それぞれ苦勞をしておるわけでござ

います。今お話のございましたとおり、特にこ

ういう仮処分につきましては新聞にも報道され

たとおり間々悪用される例がある。

これも実は先ほど申しましたとおり手形交換所

のお取り扱ひとの関係もあるわけでございませ

が、いずれにしてもその間隙に乘じて悪用す

る者が現実におるようでございますので、そうい

うふうな事態を十分認識していただいて事務を取

り扱っていただく、あるいは事務をお取り扱ひい

ただく上でできるだけの工夫をしていきまして、

真に救済されるべき債権者は救済しながら、第三

者に迷惑をかけるまいというふうな実務の努力をす

べきことはまさに御指摘のとおりでございます。

したがって、私どもいたしましては、当該

新聞報道がなされました後に若干実情等を調べ、

研究いたしました上で、そのような悪用事例が新

聞に報道されている事実、これを全国の裁判所に

お知らせする、それからあわせて大きな裁判所等

でどのような工夫がされているか、例えば主文例

で誤解を招かないように債務者からの支払い呈示

に限るというふうな工夫はされている例がござい

ますので、そのようなものを全国にお伝えするこ

うことにいたしました。

ことしの一月七日付で民事局第二課長から全国

の民事首席書記官あてにその旨をお伝えいたしま

して、実務を運用される上での留意点としていた

だ、そういうことにいたしました。なお、その後

も大都市の裁判所のお取り扱ひの工夫例等を集め

まして、審理に当たって、あるいはまた主文の記

載に当たっていろいろ悪用を防ぐ工夫をされている

例を記載いたしました。やはり第二課長から全

国の民事首席書記官あてにお知らせをしたわけで

ございます。その際、あわせて東京手形交換所、

先ほど申しましたとおり手形交換規則の細則が改

正され近く実施の予定となっております、その旨も

お知らせしたところでございます。

今後とも各地の手形交換所規則の改正等の動き

がございましたら、できるだけ速やかに全国の裁

判所にお知らせするというふうなことで対応を

とっていききたい、このように考えておる次第で

ございます。

○寺田熊雄君 最後に、総務局長にちよつとお尋

ねしますが、今の国家公務員災害補償法、これが

究極的には裁判官にも適用されるのですが、裁判

官の職務のゆえに危害を受けて、そしてこの国家

公務員災害補償法の適用を受けた裁判官というの

が過去にございましたか。

○最高裁判所長官代理者(山口繁君) 過去に二例

ございます。

具体的に申し上げますと、昭和三十七年八月九

日、千葉地裁におきまして裁判官が勾留尋問中、

被疑者から暴行を受けて、左手に全治二週間の

の打撲傷を受けている。これが公務上災害と認定

されまして、療養補償が実施されております。そ

れからもう一例は昭和三十九年十二月十七日ご

ざいます。東京地裁におきまして刑事事件の法廷

審理に臨むため判事室から裁判官が廊下を出たと

ころ、元被告人に襲われまして、右手に全治二週

間の刺創を受けた、これも公務上の認定がなされ

まして療養補償がなされております。この二例で

ございます。

○寺田熊雄君 次に、電子情報処理組織による登

記事務処理のこの法案、見方によりましては、こ

れは事務処理の方法が革命的な変革をこうむると

言ってもあながち過言ではないと思うのでありま

す。法務当局がこういう登記事務処理に踏み切っ

た動機はどういうところにあるのか、それをひと

つ詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(枇杷田泰助君) 昭和三十年代から全

国の登記所におきまして事件が爆発的に増加をい

たしました。それに対処するため、人員の増加で

あるとか、あるいは能率器具の整備であるとかと

いうことに鋭意努めてまいったわけでございま

すけれども、ただ、そういうようなことだけではそ

の問題に十分に対処できないのではないかと、い

う問題意識がかねてからあったわけでございま

す。そのためにいろいろな面で検討いたしましたけ

れども、ブックシステムというシステムを現在の登

記制度ではとっておるわけでございませうが、こ

れを抜本的に変えることによつて隘路の打開ができ

るのではないかと、というような着想が昭和四十年

代ごろから出てまいりました。

そういうところで、また世間一般にコンピュー

ターの導入という機運が起こつてまいりましたの

で、このコンピューターによつて登記制度という

ものが運営できないだろうかというのを考える

に至りまして、昭和四十七年から本格的にその導

入の可否について取り組もうではないかというこ

とで法務省の民事局においてその研究に着手いた

したわけでございませう。そして長い過程を経まし

て、コンピューターによつて登記事務を処理する

ことは理論的にはまた技術的にはできるものではな

いかという机上の判断ができるようになりまし

た。その過程におきまして一番問題であったのは

実は漢字処理の問題であつたわけでございませ

うが、この漢字処理もワードプロセッサの開発、

技術の進歩というふうな面から克服できるという

見通しもついたので、そのような考えになつたわ

けでございませう。

そういうふうな経緯でコンピューターを導入し

て、不動産登記制度あるいは商業登記制度を抜本

的に改善できるのではないかと、この研究が

進んでおつたわけでございませうが、また一方、最

初に申し上げましたように、登記事務の増加とい

うものはずっと継続をいたしております。現段階では、先日、渋谷の出張所をごらんいただきましたけれども、ああいうような状況で、もうどうにもならないという状況がますます深刻化してきましたわけでございます。そういうことから、ここで思い切って登記制度をコンピューター化に切りかかるといふうなことに踏み切るべきではないかかということを考えた次第でございます。

同時に、またコンピュータを導入いたします。については多額の経費を必要とすることになります。したがいまして、その経費についての財政的な裏づけというものも必要であるというふうなことで、昭和六十年年度予算におきまして、登記の特例会計制度の創設ということを考えまして、それのいわば実現が見られたわけでございます。現在、法律적으로는登記特別会計法を国会において御審議をいただいている最中でございますが、そういうことがあわせ可能になりましたので、具体的にコンピュータの導入に踏み切るということが現実の可能性も出てまいりました。したがいまして、そういう可能性といえますか、方向というものを、非常に大きな改正でございますので、この法案の中でうたって、ひとつ国の責務として推進していくのだということをうたいたいということでのこの法案を提出した次第でございます。

以上が概略コンピュータを導入するに至った経緯並びに私どもの考え方でございます。

○寺田熊雄君　なるほど、随分これはそうすると長い歴史を経てあなた方がお考えになったということがわかりましたが、今お聞きいたしますと、渋谷の出張所等のようなああいふ混雑、事務のふくそうに対応し切れない、それはひいて国民の迷惑にもなるといういろいろなことを考えられて踏み切られたということは、これは私としても十分理解ができるわけでありますが、そうすると、一つには速い処理という、事務の迅速な処理ということに重点があるのか、それとも事務処理の適正さを追求するという点に重点があるのか、どちらだろうかという点の疑問を生じたわけであ

ります。

今までのように登記官が手で申請書の内容を登録簿に書き込む、それを目で見て確認して事務を処理する。それはスピードは確かに遅いのかも知れない。しかし、我々は子供のころからそれになれて、かつ習熟している。それが今度コンピュータでボタンを押す、画面に写る映像で正確さを目指すというのといずれが正確さにおいてまさるのか。そういう疑問を生ずるわけであります。例えばボタンの押し間違いなんというものはないのか。筆で書いた場合はそれがいつまでも残っておるけれども、映像になった場合はすぐに消え去ってしまうのではないか。そういうことによる判定で、手で書いて紙に書き残されたものの確認といずれが適正さを担保できるゆえんならうか、そういうふうなことを考えるわけであります。

これは科学音痴と言われるかもしれないけれども、結局機械に頼ることの危険などを考えてあえてお尋ねをするわけですけれども、これは局長、結局適正さを追求するのでしょうか、それともスピードを追求するのでしょうか、どちらでしょうか。

○政府委員(枇杷田崇助君) コンピューター化いたしましたら、一番効果が出てまいりますのは事務処理のスピードアップだろうと思います。殊に謄抄本作成の関係でのスピードアップが非常に顕著でございいます。

しかしながら、その他の面におきまして全く効果がないかと申しますと、そうではないわけでございまして、なるほど、ただいま御指摘ございました登記簿への記載と、それから今度は登記ファイルへの記録、その点だけをとらえますと、私はその点では同じことだという結論を持っておりますけれども、そのほかにも現在の登記所の繁忙の原因となっております登記簿の競合ということがございます。そのことが結果的にはスピードの問題にもなるわけでございますけれども、登記簿がなかなかそろわない、必要な担当のところにそろわないということから非常に事務がおくれる

ばかりでなくて、そのためにまだ登記がされてい
ない段階で謄抄本が出されてしまう。前の日に受
け付けられていますから、当然その所有権移動が
謄本の上にあらわれていなければならないその日
付で、まだ前主のままでの謄本が出てしまうとい
うような不適正な処理が行われる可能性が現在あ
るわけでございます。そのことの防止のために大
変登記所でも苦労いたしております。そういうよ
うな意味での不適正という問題は解消いたしま
す。

その他、閲覧等で非常に残念なこととございますけれども、登記用紙の抜き取り、改ざんというような事件が地面師の手によって時々行われておるわけでございます。そのような不正事件というものもコンピュータ化したしますとこれが解消するということの意味では登記簿の保管が適正になるという面があるかと思えます。

また、現在の状況でございますと、大きな関東大震災クラスの地震が起きますと、もう登記簿が焼けてしまつて権利関係を明らかにするものが一切なくなつてしまふという状態になるわけでございますが、今度このような方法をとりまして三重構造的に保管をしようということを考えておりますが、そういう意味でも貴重な登記簿といえますか登記情報がどこかでは必ず保管されていて直ちに復元できるというような体制もつくることができます。そういうようなもの点から考えまして、登記簿の保管という面におきましては大変適正といえますか、そういう効果が出てよいかと思うわけでございます。

先ほどの御指摘になりました記入について、書いてそれを点検するという方が確実性があるのではないかという御指摘でございます。確かに手で書くとか何か自分の手でやったものでございますから非常に信頼性があるように思われるわけでございますが、これが過去の記入の経過を見ておりますと、タイプライターで打つということにまずしているわけでございます。タイプライターの場合と手書きの場合とでどちらが間違いないかとい

いますと、これは日常の文書の作成でも御経験のように、手書きとタイプライターとではどちらが信頼性がおけるかという差は私はないように思います。そのタイプライターをワープロで最近文書をつくっております。ワードプロセッサによってつくられた文書が一字一字こつんこつんと打つタイプライターで打つのと比べて、どちらが適正に行われるであろうかといえますと、むしろ一字一字打つよりは打つ字数が少ないだけに間違いが少ないというふうなことがワードプロセッサについて言われているようにございます。

記録の記入をいたすわけでございますから、したたけは間
がいてまして処理する字数が少なくなるだけ私は間
違う可能性が少なくなるのではないかと思います
が、しかしそれは程度の問題だろうと思ひまして、
その記載の正確さをねらつてこのコンピュータ
導入を考えているわけではございませんで、その
点については手書きあるいはタイプライターで一
字一字打つとそれほど違いはないけれども、ど
ちらかといへばワードプロセッサ的に記録する
方が間違ひが少ないと言えるのではないかとい
う程度の感觸でございます。

（寺田熊次）一番大きな差異が出るのはスヒドの点だというのでありますが、それは局長のおっしゃるのはやっぱり乙号事件を意識しておっしゃっておられるわけですね。

○政府委員(枇杷田恭助君) 登記事務全般にいろいろな影響がありますけれども、一番顕著に効果あらわれてくるのは乙号事件の処理であることは御指摘のとおりでございます。

○寺田熊雄君 次に、何人もこれは気づくところでありますけれども、コンピュータ処理の場合に問題は操作をする人々の健康問題であります。よくコンピュータを操作する人について私ども新聞報道等で見た限りにおいては第一番に指摘されるのは目の疲れであります。それからよく言われるのは、コンピュータ人間ということであります。コンピュータに取りつかれて、その魅力

のとりになってしまう。ただコンピューターを愛するがゆえに家庭の団らんも放棄してしまう。それ以外の文化的な事象には何の関心も持たなくなる。いわばかたわりの人間が生まれるというようなことさへも報道せられておるわけであります。どの程度コンピューターに埋没するかということにもよるのでありましようけれども、この電子情報処理組織の導入というのは職員の健康にどのような影響を与えるかとは考えられておられるのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(枇杷田泰助君) コンピューターを導入いたしました。職員の勤務環境、勤務体制というもののかなりの影響を及ぼすことは当然でございます。

現在書庫へ参りまして所要の登記簿を探し出してそれを事務室に運ぶという、私も蔵出しとか言っておりますけれども、そういうふうな作業がなくなりまして、それからタイプライターで記入をして、それをまた原紙を登記簿に刷り込むというふうな、そういう手作業もなくなりまして、それから複写機に張りつけて謄本を焼くというふうな作業もなくなりまして、そういう面では、職員のいわば機械的な業務というものがなくなるといふ面ではかなり私は職員の健康関係上はいい面が出てくるのではないかと気がいたします。

一方コンピューター特有の問題として、ただいま御指摘ありましたように、目の問題であるとか、あるいは肩、腕に特別な障害が出てくるというふうな危険性があるわけでございます。その点につきましては私も重要な関心を持っておりまして、それから労働組合の方でも非常な関心を持っておるわけでございます。板橋でやっております現場実験の際にも、そういう面での検証を相当綿密にやる必要があるであろうということを考えております。そして、この評価をお願いしておる委員の中にそういう面での専門家の方にも入っていたらしておりますし、また職員の代表の人にも入っております。そういう面からの検証をいたしておるわけでございます。

ただいまの状況では何分にも板橋の出張所、ごらんになったとおり全体の割合にも満たない程度の事務量をコンピューター化したしておりますので、職員の健康状態に具体的にどのような影響が起きているかということを検証するだけのデータとしては不十分な状況でございますが、しかしながら板橋の現在における状況ではそれほどの問題は起きておりません。三ヶ月に一回ぐらい視力検査などをいたしておりますが、悪い影響は出ておりません。

それからまた、一般的に言われております目のぐあいが悪くなるとか、あるいは肩とか腕とかに障害が生ずるとかというふうな例は、主に一日のうちの相当時間を継続してそういう仕事をしている人、人に起るがちなんだそうでありまして、現在板橋では事務量が少ないというばかりではなくて、もともと登記事務におきましては一日じゅうブラウソ管を見ているとか、あるいはキーをたたくとか、そういうふうな仕事ばかりをするというのではございませんで、判断事項でございますが、添付書類を点検して法律的にどうかとかがいふようなことを判断するといふような要素がかなりございまして、したがって常時機械に向かい合っているのではなくて、通常のデスクワークと申しましようか、そういうふうなことをしながら必要となるときにコンピューターの方に向かうというふうなものと作業形態でございます。

そういうことからいいますと、比較的そういう職業病的なようなものが起こりにくい状況ではないかということが言われておるわけでございますが、しかしながら何分にも初めてのことでございまして、慎重にそれには対処しなければならぬ。専門家の方からどういふふうな照明のもとにやたらいいのとか、あるいはブラウソ管の場合の画面はどういふふうな色であらわした方がいいのかとか、それから休憩はどれぐらいの間隔でどれぐらいとつたらいいのかというふうな、いろいろな問題の提起もあるわけでございます。そういうものを十分受け入れながら職員の健康には

いささかの影響もないような状況をつくり上げていくことに努力をいたしたいと思っております。

そういう面ではこれからの板橋の出張所のコンピューターの対象部分がふえるに従って問題がはつきりしてきて、それに対する対応策というものも具体的にたれるようになるであろうというふうに考えておる次第でございます。

○寺田熊雄君 今までのようにコピーをつくるのにいろいろ操作に伴う不衛生な問題が指摘されておりました。それがなくなるといふことが一つはやはり大変結構なことであると私は考えております。それからまた局長の言われました倉庫に入っている登記簿を取り出してくる、それからまた済んだらそれをおさめにいく。これは私はかえって職員がそういう肉体を動かすことの方が健康にはまさると考えておるのであります。終日机に向かったらブラウソ管をにらんだりするよりは、むしろ歩いたりなんかする方が健康上はまさると思っております。それが、それはそう大きな問題ではないかもしれません。

そこで、局長が大変そういう点に心を砕いて専門家にこれを今研究してもらっておるということ、これは大変結構なこと、何か聞くところによると、局長の私的諮問機関でパイロット・システム評価委員会なるものができておること、であります。その説明をちょっとお願いしたいと思います。

○政府委員(枇杷田泰助君) 板橋で行っておりますパイロットシステムはまさに実験でございますので、その実験の結果が多角的に検証されなければ実験をやった意味がございません。その検証というの、私もただだけがやったのではこれは非常に主観的に陥りがちでございますので、やはり客観的にいろいろな方面からの専門家を交えて検討する必要があります。そういうことから、各方面の専門の方にその評価をお願いして、そして集まっております。いろいろな角度からの御検討をいただくことにいたしましたわけでございます。その構成をいたしますと、非常に法律上の問題

もございまして民法の関係の学者の方々、それから利用者の側の方々、これは金融機関とかあるいは住宅公団、今ちょっと名前が変わったかもしれないけれども住宅公団の方、あるいは司法書士会、調査士会のそういう方、並びに環境の関係でそういう労働衛生の専門の人、あるいは実際に現場で働く職員の人というふうな方、それから機械そのものでございまして、この機械そのものについて見ていただくというために電子工学の専門の学者の方というふうな形で入っております。

その評価委員会を三つのグループに分けて、これを第一準備会から第三準備会というふうに分けてございまして、第一準備会というものが機械の信頼性を中心にして検討しております。それからハード、ソフトの面でございます。それから第二準備会と申しますのが利用者側の方から見てこのコンピューターシステムというのはどうなるのだという形で評価をしていただくものでございまして、第三準備会と申しますのが勤務環境、内部の関係についての問題点あるいはその効果というふうなことを見ていただくということでございまして。

その準備会に分けてまして、それぞれ現場に行っていたりたり議論をしていただいたりいたしまして、委員会の全体といたしまして五十八年の三月十日から開始されたわけでございますが、現在までに九回行っております。それから、準備会は合計いたしまして十八回行われております。その結果、ことしの三月十一日に一応現段階における中間報告というのをいただいております。

これによりまして、ハードあるいはソフトの関係についての信頼性は高い。ただ、一カ所のパイロットシステムでございますから、全国展開していくときにはまた新たな問題が生ずるであろうというふうなことはありますけれども、板橋のあのパイロットシステムとしては非常に信頼性が高いという評価を受けております。それから外部の関係、それから内部の関係につきましては、先ほども

ちょっと申し上げましたけれども、まだ板橋の出張所自体が一〇％に満たない程度の移行度合いでございまして、板橋全部がコンピューターによって作動するようになってみないとわからない面があるというところでございまして、まだ非常にデータ不足ではございますが、そういう状況であるけれども、一応従来の問題は解消して、そして新しく出てくる問題というの、これも改善によって何とか克服できるのじゃないか、明るい見通しはあるという程度のことではございますが、大ざっぱに申し上げますと、そういうような評価をいただいております。

なお、これは中間報告でございましてので引き続き検討を進めていただくということになっておる次第でございまして。

○寺田熊雄君 よく研究をしていらっしゃることはわかりましたが、その三月十一日の中間報告というのは私どもにも見せていただけたらいいですか。

○政府委員(批田泰助君) これを見ていただくことは、むしろ見ていただいた方がいいのじゃないかと思ひますが、たまたまそのものは非常に技術的にわかりづらく書いてあるものでございまして、その要約したものでございまして、ごらんいただければ御理解いただきやすいのではないかと、うふうに考えております。

○寺田熊雄君 それでは、これ委員長にお願いしますが、この委員会に、その委員の名簿と、それから中間報告の今局長のおっしゃったそのものでも要旨でも結構ですから、これはとっていただいて、委員会に置いていただきたいと思います。よろしくうございませう。

○委員長(大川清幸君) 承知いたしました。民事局長、差し支えありませんね。

○政府委員(批田泰助君) 次回までに用意いたします。

○委員長(大川清幸君) それじゃ、そのように取り計らいます。

○寺田熊雄君 これについて、今の評価委員会に職員も入っておるということでありましたが、そ

れと職員の労働組合である全法務労働組合と、そういう労働条件については使用者である法務当局と、団体交渉というのとはまた別個な問題であります。現になされておるということも聞いておるんでありますが、これがどの程度協議がなされておるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○政府委員(批田泰助君) この問題は先ほど御説明申し上げましたように、四十年代から私も研究をいたしておることでございまして、つまり組合側の方でもそのような状況はよく知っております。したがって、いろいろな機会にそのコンピューター問題というの、まあ団体交渉というわけではございませんけれども、話は常時出てくる問題でございまして、一つ一つの何と言いましようか私どもの作業の進みぐあいの節目と申しましうか、その段階で話し合いをいたしております。板橋に実は現場実験をするというやうなときにもよく話をいたしました。その際に組合の方でも十分に検討してもらって、そして将来ともある段階ごとには十分な協議を遂げていこうというふうなことで進めておるわけでございまして。

今回の特別会計の關係であるとか、あるいはこの法案の作成とか、そういうふうな關係につきましても組合の方には常時状況は知らせておりまして、そして格別な交渉とかというふうな場とは限りませんけれども、常時話し合っております。組合側の方もそれに対して、組合としてはどういうふうに対応していくかというのを常時検討いたしておるようでございます。

私もまた近くこういう問題についてはつきりとした協議をしようというところで考えておるところでございます。これは組合のもちろん協力も得なければならぬ点でございます。私どもの方からしますと組合員イコール職員でございまして、このような登記制度の抜本的な改革というのは職員全員が十分に理解をし、そして職員が納得するということで初めてできることだと思っておりますので、協議は十分に遂げてまいりたいと

いうふうに思っております。

○寺田熊雄君 聞くところによると、賛成か反対かと強いて問われれば組合としては反対ですというふうに聞いておるのですが、そのことのゆえに局長の言われた協議には何も支障もないわけですね。双方が誠意を持ってそういう話し合いを継続しておられるわけですね。

○政府委員(批田泰助君) 私どもの方は誠意を持って話し合っていると思っております。十分に協議はできるものというふうに思っております。

○寺田熊雄君 これは職員の労働条件に極めて重要なかわりを持ちますので、よく組合の意見というのを聞いて、それを参考にして適切なものを受け入れて、そしてこれからのコンピューター化を進めてやっていただきたいと思います。

○政府委員(批田泰助君) 今おっしゃいましたような線で私どもも事を進めなければいけないというふうに考えております。

○寺田熊雄君 ところで、渋谷の出張所を私ども見まして、あのような職場環境では必ずしもこのコンピューター化が適切な事務処理方法と云えるだろうかというような疑問を持たざるを得ないのであります。なるほど、かなりの部分を占めている複写機などというものは不要になるでございましょう。それから書庫も同じフロアに置く必要がなくなるということになります。これはかなりのスペースが得られますので、今のような狭隘さというものはなくなるかもしれませんけれども、しかし何にしてもあのような法務局の庁舎というのはこれは余り感心しないわけでありまして、できるだけもっと快適な職場環境をつくってほしいというふうに思っております。そこへいくと、この間の板橋の新庁舎、我々としても、まあまあこれならよろしい、及第点というような感じを持つのであります。また渋谷のような庁舎では単に職員の職場環境が悪いというだけではなくして、何よりも国民、市民に対する処遇の点で、これは落第点をつけざるを得ないということになる

わけでありまして。

まず施設の整備を一方において急いでいただきたいという希望は、これは法務省に關係する何人も一様に持つ希望だと思ひますが、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(批田泰助君) おっしゃいますように、法務局の庁舎事情は大変悪うございまして、職員の職場環境ばかりじゃなくて、ただいま話しございましたように、外からおいでになる方にも大変迷惑をかけている状況でございまして。この整備というものがかねがね懸案でございまして、私どもも毎年の予算要求の中では増員と施設の整備というのが二大重点事項でございまして。そういうことで、ある程度の整備はしておるわけでございまして、何分にも全国で千二百を数える出先を抱えておりますために、整備をしても整備をしてもまた一方では狭くなる、古くなるという庁舎があらわれてまいりまして、なかなか全体としてのレベルが上がらないというのが現状でございまして。

板橋の出張所、今お褒めいただきましたけれども、あれはパイロットシステムの現場実験をやるということで特別にいい庁舎を建てましたので、あれをもし基準といたしますと法務局の庁舎の九割が落第点になってしまうと思ひます。しかし、あれほどまではいきませんが、ともかく職員も余裕のある状況で仕事ができ、外部からおいでの方も渋谷のように立って一時間も二時間も待たされるというふうな、そういう状態でないような状況には早くしたいと思っております。ただ、何分にも対象庁舎は多くございまして、その整備には苦慮いたしておりますが、特別会計によつて、特別会計の予算でその施設の整備をするということも可能になってまいりましたので、そういう面からも従来よりは少しスピードアップをして整備計画が進められるだろう、そしていいものが逐次できていくのではないかと、そういう期待を持っております。

○寺田熊雄君 これは私どもも党として、常に法

務大臣に法務局職員増員と施設の整備を精力的に進めていただきたいという要請を毎年いたしておるわけであります。事務当局も大変苦慮し苦心をしておられるようでありますが、何よりもやっぱり大臣が先頭に立っていただきませんとこれは成就しませんので、大臣よほど頑張ってくださいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(嶋崎均彦) 御承知のように、この登記の問題につきましては、今民事局長からも十分お話がありましたように、何か調べてみますと明治十九年ですか、法律の第一号で登記法というのはできたのだとございしますが、それからブツクシステムによっても百年やってきたわけでございます。ところが、戦後日本の経済というのは非常に充実した姿になり、またそういう経済自体じやなしに、その中で核家族化が進み、また住宅その他の取得につきましても、御承知のようにアパートその他をお買いになる、あるいは建物を建てられる場合でも、ほとんど借入金で建てられる。したがって抵当に入る。いろいろな複雑な姿になつてきておるわけでございます。乙号事件だけで見ましても御承知のように一年に千六百五十万件ずつふえる。ちやうど愛知県一県分ずつ年々ふえる量があるというところでございすから、そういうことに対応しまして、この登記の仕事の立て方についてはいろいろな意味で御不評をこうむつておるといのが実態であるわけでございます。

したがって、私たちもこういうことを抜本的に解決していく道をいろいろ考えなければいかぬと思ひますが、一つは、やはり登記事務をコンピュータ化によりましてスピードを上げた処理をするだけじやなしに、それが積滞しているためにある意味で非常に事務処理が滞滞しているため複雑化している、そういうこともきちんと整理をしなければならぬような状況を迎えておると思ひます。

そこで、今御審議願つておる法案はもちろんのことでございすが、あわせて登記の特別会計と

いうものを設置いたしました。いつときにこの問題の解決はできないかもしれませんけれども、先ほど来お話がありましたように、四十七年くらいいろいろな勉強を積み重ねてきました。特にワードプロセッサが入ることによって難しい漢字の処理も何とか処理ができるという段階を迎えて、そして基礎的な状況というのがそこでできたわけでございます。それから、これをもう全国的にひとつ組織的にやつていくということをやらなければいかぬということをお願いしまして、六十年年度予算、ある意味で百年に一度の画期的な改正をやつていただくということに相なつておるのだと私は思つておるわけでございます。

しかし、これも御承知のように全国的なシステムに動かしていくためにはいつときにできるわけじやありませんし、後から御説明もあると思うし御質問もあると思うんですけれども、この登記法の改正をやるときには二年後ぐらいのときに正式にまた御審議を願つて、そしてこれを定着させていくというような方向で論議をいたさなければならぬわけでございます。それが、それまでの状況を考へてみましても、人員その他についてはやはり時期的なずれもあるわけでございます。十二分な配慮をしてその確保に努めていかなければならぬと思ひます。

それとともに、この登記の特別会計を設置することによりまして、これは余り宣伝はしておりませんが、法務省の例えはいろいろな施設関係の費用、一般会計では一億七千万ぐらゐ減つておると思ひます。しかし特別会計では、資料ごらんになればよくわかりますが、ともかく三十億の施設費がつておるといふような状況になつておるわけでございます。そういう意味でも非常にこの登記の特別会計をつくることによって苦心をしておることだけは御察しいただけるのではないかと私は思つておるわけでございます。

これは発足の当初でございすが、今後やっぱりそれを基礎にいたしまして、今の登記の仕事を見ますと、内部的な事務処理の問題のみではな

しに、御来庁いただく皆さん方に大変待ち時間をつくつたり、非常にサービスの悪い状況というものもあるわけでございます。それから、そういうことにも十分配慮をしまして、少しでもサービスが向上になる。かつまたブックシステムによつて、長い将来を考へてみますといろいろな、何というか、不祥事が起きたときの間違いというものも出てくるでしょう。それを分散化することによりまして、その保全も兼ねていけるというようなことを考へてこの法案を御審議願つておるといふのが実態でございます。

したがって、私は、御指摘のところでございすけれども、今後ともやつぱり特別会計を通じまして、これらのシステムが充実をしていくように精いっぱい努力を積み重ねていかなければならぬ。また十五年というような日限で事柄を考へておりますが、私はできるだけ早期にそれを達成できるような気持ちで少なくともこれは対応していかなければならぬのではないかとこのように思つておるような次第でございす。そういう意味で、皆さんの御賛同を得まして、ぜひこの国会でこの法案及び特別会計の成立を期していただく、我々自身もそういう時期をひとつの契機といたしまして、今後ともその充実のために精いっぱい努力を積み重ねてまいりたいと思つておる次第でございす。

○寺田熊雄君 大臣もよくこの問題を理解しておられるようであります。今何か十五年間という計画であるわけけれども、さらに促進したいということもちよつとおつしやつたようでありますが、法務省としてはこのコンピュータ化を十五年間とやるという御計画なんでしょうか。十五年間ということになりますと、ちやうど二十世紀が終わるということですね。だから二十世紀のうちにこれを全部完了するといふ計画ですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 現在は私どもの一応の考へ方でございすが、少なくとも二十一世紀には全庁コンピュータ化した状態にしたいといふことで十五年計画を立てております。これがま

た、ただいま大臣からお話ございましたように、それでは少し計画が長過ぎるではないか、もっと早いものならばやつた方がいいじやないかとこの考へ方も十分あるわけでありす。私どももこれからいろいろな工夫を積み重ねてまいりまして、早くできるものならば早くしたいという考へ方ではあります。一方、余り単年度に多くの移行作業を進めていくことになりまして、そうしませんと期間は短縮しないわけでございます。が、そういったと単年度の移行経費というものが多額になります。そうしますと、それを賄うために受益者に御負担をいただくという建前で特別会計ができておりますから、その手数料の額をまた大幅に上げないといふと、その兼ね合いの問題でございす。したがって、これから移行作業の進め方あるいは移行作業のやり方自体も何か合理化、簡素化できないものだらうかという工夫も進めながらなるべく早くしたい、少なくとも十五年の間にはやりたいといふ、どんなに長くても十五年以内にとつて意味で考へておるというふうな御理解いただければ幸いでございす。

○寺田熊雄君 十五年というのと私どもがもう生きているかどうかわからないような長い期間だけれども、見方によつては革命的な事務処理の変革だから、局長が言われるようにそう拙速でいいというわけのものでもないかもしれない。殊にそれが国民負担と関係があるということになりますと、私どももそう無理なことは要求するわけにはいかぬと考へるのであります。

今度その十五年間でやるコンピュータ化完了までの経費としては大体どのぐらゐのものかと試算しておられるのか、それをちよつと御説明いただきたい。

○政府委員(枇杷田泰助君) これはいろいろな試算の仕方がございす。そしてその試算の仕方によりまして金額が動いてくるわけでございます。が、一応大蔵省と折衝する際にいろいろな試算を

してみただけでございませうけれども、大体四千億はかかるのではないかと。これも作業の年数の大きさによって違いが出てまいります、四千億から、多く見積もれば四千六、七億ぐらいは全体計画として必要ではないかというふうな試算をいたしております。

○寺田熊雄君 四千億という、いみじくも代用監獄をつくる、その拘置所の整備といいますが、その大体費用と一致するというところで、大分いい数字ですが、この四千億というのは大部分が移行作業に必要とする費用でしょうか。ほかいろいろ別個の費用がその中に含まれておるんでしうか。ちよつと内訳をできればお話しただきたい。

○政府委員(批田田泰助君) 大ざっぱな数字でございませうけれども、全体の経費の約半分が移行経費に要するであろうというふうに考えております。この移行経費と申しますのは現在の登記簿に記載されております事項をコンピュータによりまして登記ファイルの方に記録がえをするという経費でございませう。その残りの半分の四分の三ぐらいがこれがランニングコストに当たります。これは十五年間で考えておるわけであらうことになるわけであらうございませう。これはその機械のレンタル料、それから電気代、そういうようなもののもので、四分の三ぐらいはかかる。あとの四分の一、全体とすれば八分の一程度のものが、これが開発のための経費、システム設計とかプログラミングとか、それから開発センターをつくるとかバックアップセンターをつくるとか、そういったような経費にかかるといことが大ざっぱな区分けになるかと思ひます。

○寺田熊雄君 法務省としてはこれかなり大きな事業だ。余り事業というものを持たない官庁としては、期間は長いけれども四千億の経費をにらんで歩を進めるといふことは、法務省としては余り過去に例がないことで大変、何というか、結構なことだと私も思ふんです。願わくはコンピュータ化と職場環境の整備とを並行して行つ

てもらいたいということを私も考えておるわけなんです。

それで、今庁舎の改築を必要とするという差し迫つたものも私も私もあると思ひますけれども、それはどのくらいあるというふうに見ておられますか。

○政府委員(批田田泰助君) これは先ほど申し上げましたように、理想から申しますとかなりの庁数に上るわけであらう。整備庁は多くなるわけであらう。緊急に整備をしたいというふうなことを考えておるものが二百四十庁程度ございませう。

○寺田熊雄君 その二百四十庁程度のものを早急に整備するため、大体あなたとしては何年ぐらいに仕上げたいと思つておられますか。また、その経費はどのくらいを必要としますか。

○政府委員(批田田泰助君) 経費を正確に積み上げておられませうけれども、法務局の場合には本局、支局、出張所と分かれています。出張所が大部分でございませうが、平均いたしまして、目の子勘定で申しますと一庁一億円というふうな私ども考えております。そういう意味では二百億ないし二百五十億の経費を必要とすることになるであらう。これが現在の予算のペースでまいりますと、今後、六十年程度を含めまして五、六年はかかるということになるわけであらう。先ほど来御指摘ございましたように、特別会計の中の施設費をできるだけそこに回すようにいたしまして、そして緊急に整備をする庁は一年でも早く整備ができるようにということは今後は努めてまいりたいと思つております。

○寺田熊雄君 あなたの方の持つておられる計画というものが私どもの頭の中に大体入りましたけれども、さて、その次に、私どもがこの点はどうなるんだらうかというふうな考えますのが職員数の問題であります。過去において民事局長がお出しになった書面なり御説明によりまして、甲号事務、乙号事務、それを理想的に処理していくためには大体職員を三千人程度増員する必要があるという

ような御説明があつたように思ふのでありますけれども、一体コンピュータ化というのはそういう登記関係職員数にどういふ影響をもたらすのだろうか。その増員の必要は依然として私どもは減らないと考えておるんだけれども、法務当局としてはこれがどういふふうなふうな見ていらつしやるのか、またどういふふうな御計画を立てておられるのか、その辺ちよつと説明していただければ。

○政府委員(批田田泰助君) ただいまお話しございましたように、私どもは現状におきまして職員数は三千人以上の者が不足をしておるというふうなことを考えております。現在そのような状況にありながら処理をいたしておりますために、かなりいろいろな面で無理とかがあつて、異常な状態が生じておる。一つには事務が若干粗雑になつておるということがありますけれども、そのほかには部外の方の応援を得ておる。市町村の吏員の方とか、あるいは土地改良区の職員であるとか、あるいは司法書士、調査士の事務所の事務員の方だとかという方に、これは余り好ましいことではありませうけれども、かなりの方の応援をいただいております。それから、これは正規な形でございませうけれども、賸本焼き、これを民間に部外委託をいたしまして処理をしております。そういうふうな状態がございませう。

これがコンピュータ化ができれば、乙号事件が比較的簡単に処理ができるということになりますので、乙号関係については人手がかなり要らなくなるということにはなつてまいります。したがひまして、先ほど申し上げました変則的な部外の応援であるとか、あるいは賸本焼きのコピー焼きという作業自体がなくなつて、そういう民間の委託が不要になるとかというふうな現象がまず出てまいります。それからまた、職員の側に若干でも余力が出れば従来粗雑化されておつた仕事の登記の関係を実地調査に行かなければならぬに行かれない状態であつたというものを、こ

れが次第に充実していく等のごとができるようになるであらうと思ひます。

そういう面ではコンピュータによるいわば人的な面での好影響というものはかなりのものが出てまいらうかと思ひますが、何分にも現在の職員の不足数というものは膨大なものでございませうし、それから将来とも事件は増加をいたしていくだらうと思ひます。そういう意味で増員の必要だといふ傾向は少なくとも当面はなくなることはないといふふうなことを考えております。

なお、将来のある一定の仮定の数字を置いてどれぐらい減員ができるだらうかというふうな計算をしたかという意味での御質問でもあらうかと思ひますが、その面では実はまだ板橋であの程度の実験しかいたしておりませんので、それが数字の上で何人分減るというふうな計算をするようなデータが今のところはつかまへられておりません。まあかなり楽になるといふことはこれは言えるわけであらう。けれども、それが何人分というこの計算をするほどのデータとしては不十分でございませう。これは将来もう少し作業を実際にやってみませんと何とも言えないだらうと思ひます。

したがひまして、私どもの方といたしまして、まだ将来何人の職員が十五年後においても不足するか、あるいは減員が可能だとかいうふうなことは何もその数字を出しておりません。外部にも出しておりませんし、私ども内部でもそのような計算はいたしておらないわけであらう。ただ、乙号の関係だけ見ますと、これはかなりの省力化は図られるというところは間違いないという程度でございませう。

○寺田熊雄君 このことであらうと昭和六十年度予算の説明がその間なされた。これには「登記事件に対処するため、登記特別会計創設後の増員を含めて、法務事務官百五十六人となっております。」。そういう予算説明がなされたのであります。それに一面定員削減分、定年による欠員不補充分、その他削減分何名なりというふうな説

○寺田熊雄君 例えば板橋程度の職員が二十六七人というところ、ここでも一応こういうコンピューターについてみんなを指導することのできる機械関係の指導者といえますか、それはやっつけり必要としませんか。みんなドングリの背比べで

実際の業務修習だけで、どうにか習熟したという人だけではちょっと心細いような気がするのですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(枇杷田泰助君) そういう面で、先ほどバックアップセンター、要するにバックアップする立場にある者はある程度の水準の知識が必要であらうというふうに考えておりますが、各職場ごと、出張所ごとにそういう職員が要するということまでは考えておりません。現に板橋の職員なども最初はかなりの知識がないとやれないものかなと思つていたようでありまして、実際やってみますと、少し大げさな言い方でございますが、テレビのチャンネルをいじることができたり、あるいはキャッシュカードで銀行の預貯金をおろしたりすることができるといふ程度に若干程度が加わるぐらいのことです。操作ができるようでございます。

ですから、今のところ先ほど申しましたようなことで考えておりますが、まだ板橋だけの話でございます。今後進めた上で御指摘のように各職場ごとにある程度の一段階上の職員がいた方がいいというふうな状況になりましたら、それはそういうふうな形で養成もしていかなければならぬだろうと思つておりますが、現在までのところでは操作の職員だけで職場は一応足りるのではないかと、バックアップセンターに専門家を置いておいて、何かあればそれが出かけていくということとで足りるというふうに考えてはおります。

○寺田雄雄君 テレビのチャンネルの操作、それからキャッシュカードの操作ぐらいで賄えるなら我々でもできるわけで、そんなに易しいものとは思わなかったけれども、何か一面ちょっと難しうに見えたんだけれども、そんなもんですかね。ちよつと我々としてもまたこれは検討の必要がある。

それはそうとして、この登記事務に関しては今回新しく登記特別会計を設置しましたね。これはまた法務省としては大変思い切った改革をやったものだと思つて感心したわけで、このようにあら

ゆる部門が積極果敢にひとつ自己の任務に邁進してくれば法務省の行政大いになるんだと私も考えたわけだけれども、細かい点はこの次にお尋ねすることにして、大蔵省の諸君にも来てもらつてお尋ねすることにして、まず登記特別会計を設置したその理由の御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(枇杷田泰助君) 先ほど来御説明申し上げておりますように、登記関係につきましては非常に問題がたくさんございまして、それを解決するためには予算をかなり投入しなければいけないという状況がずっと続いておるわけでございまして。そういうことで、特に先ほど来申し上げておりますように、コンピュータの導入を図るといふことになりまして、その上にまた画期的に多額の経費を必要とすることに相なつてまいります。そういうふうな経費を全体としてうまく財政上確保するということのためには、結論から申しますと特別会計しかないのだということになるわけでございまして。

これは現在の予算は御承知のとおり一般歳出をできるだけ抑えて、そして財政再建を図ろうといふたしておるわけでございまして、そういう一般会計の仕組みの中にあつては実際上なかなかできないという要素がございまして。それからもう一つは、このコンピュータを中心とする登記事務の充実化ということにつきましては、これは登記制度を利用される方々、そういう方々がいわば受益者の立場にあるわけでございまして、そういう方に御負担をいたさないで、そしてそれによつて登記制度を充実していかなければならないという面がございまして。

そういうふうなことを考えあわせまして、特別会計ということにいたしました。そして受益者の方に御負担をいたさないものが、すなわちその金額がそのまま登記事務の充実に結びつく、それによつてコンピュータを中心とするところの登記事務の充実に充当されるという仕組みにいたしました。と、受益者の方々の御負担も得られない、御

協力が得られないという面もございまして。そういう意味でその乙号の関係の手数料を中心とするという特別会計を創設しなければ、まずまず経費を必要とするような登記事務がうまく円滑に動かないであらうということから、登記の特別会計制度が創設されたということでございます。

○委員(大川清幸君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

午後一時六分開会

○委員(大川清幸君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○飯田忠雄君 法案審議に当たりまして、三つの部面から御質問を申し上げたいと思ひます。第一が登記の特別会計の問題でございます。それから第二が事務取扱の問題、第三が職員の問題、この三つに分けて御質問を申し上げたいと思ひます。

まず最初に、登記の特別会計の問題でございますが、登記関係手数料の改正を行ひまして増収を図る、こういうふうな説明されておりましたが、そこでその基礎になるデータについてお伺ひいたしたいわけでございまして。まず最初は、登記関係手数料の年度別の金額、これは従来どのようなようになっておりましたでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(枇杷田泰助君) 現在、登記簿の謄本、抄本につきましては一通三百五十円でございます。それから閲覧につきましては一筆一個につきまして百円ということになっております。この現在の手数料額は、閲覧につきましては昭和五十四年、謄本につきましては昭和五十二年からの金額で今日に至つております。

○飯田忠雄君 つまり私のお尋ね申しましたの

は、一件ごとの手数料じゃなくて、手数料として今まで年度別に収入があつたわけですが、その収入はどれだけのようかと、こういうことでございしますが、いかがですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 大変失礼いたしました。

手数料の総額は昭和五十年におきましては九十四億円でございました。それから五年後の昭和五十五年におきましては二百二十八億八千四百万円、五十六年度におきましては二百三十二億五千三百万円、五十七年度が二百三十八億六千六百万円、五十八年度が二百四十三億九千五百万円でございまして。五十九年度の分はまだ集計ができておりません。

○飯田忠雄君 今お伺ひしますと、年々額が大体上がつてきているように思ひますが、これは手数料が改正になつたわけではなくて自然増収のようには思ひました。

そこでお尋ねいたしますが、手数料を改定して増収を図るということになりますと、この従来の手数料をもう少し高い金額に上げるといふことになるだろうと思ひますが、その改定になる金額は大体一件幾らぐらいで、そしてそれで年間どのぐらいの増収を見込んでおられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(枇杷田泰助君) 謄本の関係につきましては現在三百五十円を四百円に、それから閲覧の関係を百円を二百円に、それぞれ値上げをいたしまして、ことしの七月一日から実施をいたしたいというふうに考えております。六十年年度におきましては九カ月がその値上げの効果となつてあらわれてくるわけでございまして、その結果、六十年年度は全体といたしまして二百四十八億円の収入になるものというふうに考えております。

○飯田忠雄君 登記関係の手数料はお上げになるということですが、これはコンピュータ化した登記所扱いの分に限つておいでになるのか、それともコンピュータ化しない従来の登記所のものも値上げする、こういうことでございませうか。

いかがでございます。

○政府委員(批田勲助君) 昭和六十年年度におきましては板橋の出張所でコンピュータのパイロットシステムの実験を行っておりますが、これもあくまでも実験でございます、コンピュータが登記簿にかわるものではないとせん。そういう意味では六十年年度におきましてはすべてコンピュータが本格導入されていらない行についての値上げということになります。

○飯田忠雄君 コンピュータ化しておればお金がかかったからやむを得ぬということでしょうが、コンピュータ化しない登記所の手数料を上げるということについての合理的な根拠はどこに求められたのでしょうか。

○政府委員(批田勲助君) 登記制度全体これからコンピュータ化を図っていくということでございます。したがって、具体的には全国の登記所に一律にコンピュータを導入するといふわけにはまいりませんけれども、コンピュータ化を逐次導入していくことは制度全体からいいますと一律の料金で受益者に負担していただいてもいいのではないかと、ことに結びつくかと思うのでありますが、なお今度の値上げはコンピュータ化だけを指して、何といひましようか、コンピュータ化の経費だけを捻出するために値上げするものではございませんで、登記の特別会計が創設されて、その特別会計全体で登記事務の事務処理が円滑にいくようなものも措置を講ずるということが予定されていくわけでございます。そういうこと全体のために受益者である乙号事件の申請人に御負担をいただくということでございます。

○飯田忠雄君 この問題はまた後で尋ねますと思ひますが、現在登記特別会計制度につきまして予算案が出ておるわけですが、昭和六十年年度の歳入歳出予算案を見ますと、登記印紙収入が二百四十八億四千二百万円、一般会計受け入れが三百七億三千三百万円、合計で五百五十五億七千三百万円と、こうなっております。これを見ます

と一般会計からの受け入れの方が登記印紙収入よりも多いわけですが、これはコンピュータ化いたしますと一般会計受け入れの方が減ってくるのでしょうか。それともこの比率は大体将来も続くというふうにお考えなのでしょうか。

○政府委員(批田勲助君) 現在と申しましようか、昭和六十年年度の特別会計におきましては登記の印紙収入の方が少ないわけですが、将来は乙号事件の伸びがかなり予想されます。そうなりますと、この比率は逐次登記印紙収入の方が多くなっていくことにならうかと思ひます。また、長い将来のうちに登記の手数料の値上げということもなはないだろうと思ひますので、そういうふうなことからいいますと、この比率は急に変わるということはないかと思ひます。けれども、逐次、印紙収入の方の率がだんだんと多くなってくる、そういう傾向で進むものと考えております。

○飯田忠雄君 この会計金額のうち、コンピュータ化に充てる経費なんです、私の見方が間違つておればおわびいたしますが、大体三十億と書いてあるように見るんですが、それでよろしうございませうか。

○政府委員(批田勲助君) この特別会計の中でコンピュータ関係に要する経費として計上されておりますものは約二十四億円でございませう。なお、四月から六月までの一般会計の時代の分がそれに若干加わるということがあろうかと思ひますが、大体二十億と云うふうにお考えいただけます。

○飯田忠雄君 この特別会計にした意味がコンピュータ化するための金の獲得だといふ考えから見ますと、これはそのほかの費用の方がはるかに多いので、どうも理解しかねるような思ひますけれども、それについて反対といふことじやありませんが、疑問に思わざるを得ないわけですが、板橋の登記所のコンピュータ化ですね。これに要した費用はどのくらいだったのでしょうか。

○政府委員(批田勲助君) 板橋におきましては

イロットシステムを五十八年から行っておりますが、それに現在まで要した経費は三億ちょっと出た金額でございます。

○飯田忠雄君 そうしますと、三十億と云うのは板橋程度のものが十カ所できる、こういう勘定でしょうか。

○政府委員(批田勲助君) 板橋におきましては、ごらんいただきましたような機械を据えつけて作業をするという機械のレンタル料、それからパイロットシステムのシステム開発、それから現在区分建物を中心として、建物でいいますと一万戸程度のものの移行作業が終わっておりますが、その移行経費といふふうなものでございませう。

今度進めますコンピュータ化の作業といひましては、まず最初に全体としてのシステム開発、プログラミングというものが先行いたします。それから開発センターの設置ということがなされなければならぬということになりますので、したがって昭和六十年年度におきましてコンピュータ経費の中心部分はシステム開発のための経費でございまして、その移行経費といふものは、これは板橋の出張所についてさらに拡大をしていくといふだけのものでございませうから、したがって、ちよつと板橋何所分といふふうな比較はできない、別の性格のものの経費だといふふうにお考えいただければ幸いでございませう。

○飯田忠雄君 先ほど同僚議員からの御質問に對しまして、登記関係のコンピュータ化の完成までに至る総経費は四千億と計算しておる、こういう御答がございませうが、この細目計画といふものは現在お立てになつておるのでしょうか、まだこれからでしょうか。

○政府委員(批田勲助君) 午前中にもお答えしたところでございませうが、この特別会計を創設するに当たりましていろいろ試算をいたしました。その中で大体四千億とか四千数百億といふような試算も出ておるわけですが、まだ具体的などという作業をどういふふうにして進めていくかといふことを最終的に決めておるわけでは

ございませぬので、確たるものではないということとでございます。したがって、細目という点についてはまだはっきり申し上げるだけの数字を持つておりません。

○飯田忠雄君 それでは、この登記関係のコンピュータ化をいたしますといふと、必然的に職員技術化ということが起こってくると思ひますが、この職員の技術化計画につきまして特に御計画になつておるのでしょうか。例えばこれは場合によれば職員の配置転換も考えなければならぬし、それから特に能力のある人は学校でもつくつて訓練をしなければならぬとかいふ問題がございませう。そういうような職員の技術化計画、こういうもの、それからこういう関係の人たちを特別会計で賄うわけですが、事務取扱費ですね。職員の給与その他、こういうものも一切特別会計で賄う、こういうシステムでございませうか。この二点につきましてお伺ひします。

○政府委員(批田勲助君) まず第一点の職員の養成でございませうが、これは実はまだ現在のところでは板橋の出張所一庁だけでございませう。将来登記法の改正が行われまして、各庁にコンピュータ化が進んでいくにつれて職員の養成も図っていくかなければならぬことと考えております。もう少し先のことでございませうので、はっきりした計画を今の段階では立てておりませんが、各職場におきましてコンピュータを操作する職員にはそれ向きの研修を、それからバックアップセンターとか開発センターとかで仕事をやる職員についてはかなりハイレベルの研修を行わなければいけません。そのためには特定の学校等に委託をするとかいふふうなことで養成することも将来考える必要があるといふふうにお考えしております。

それから第二点でございませうが、登記の関係の事務経費はすべて特別会計で賄うことになりま

○飯田忠雄君 この特別会計で全部賄うといひましたが、結局収入が少ないために一般会計から

受け入れをしなければならぬ、これはもうそうなっていると思いますが、特別会計としたということは、できるだけ一般会計の世話にならないんだという体制をつくるのが目的ではないかと思ひますので、そこでお尋ねするんですが、一般会計から補てんすることをもうしなくてもよくなるような特別会計として独立していけるのは大体いつごろか。これは可能であるか、それとも可能でないかということも含めましてお尋ねをいたします。

○政府委員(枇杷田泰助君) 特別会計の中のいはば自主財源と申しますのが手数料収入になるわけですが、この手数料は登記法の規定にもありますように、実費を中心として手数料額を決めてちょうだいをするということになっております。したがって、その手数料額というものは謄抄本とか閲覧とか、いわば登記情報の公開に絡む経費に見合うものとして上がってくるわけでございます。ところが登記の仕事の中には、そうではなくていわゆる登記簿に記入をする登記事件というものがかなりあるわけでございまして、こういうものにつきましては、これは手数料の実費というものの枠から外れる分野でございまして、この分につきましては一般会計から繰り入れがなされるということになるわけでございます。したがって、将来ともこの手数料だけで登記会計の歳入を全部賄うということには至らないと思ひます。

○飯田忠雄君 特別会計の点、まだ質問したいことがありますがこのぐらいいしておきまして、次に法案に書いてある内容について少しくお尋ねをいたしたいと思います。

登記ファイルに記載されております事項につきまして閲覧をする場合、従来登記簿の閲覧ということになっていましたが、登記ファイルの記録の閲覧というのは実際にはどのような方法でなされるのでございましょうか。そういう点の御説明をお願いしたいのと、それから閲覧という点、テレビのようなことでやるということになると、そのテレビ

は随分たくさん購入しなければならぬのですが、そういうものを備えるだけの費用が閲覧費から賄えるのであろうかと、こういう問題いかがでございましょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 現在は板橋でやっておりますやり方でございまして、登記簿というものはまだ存在をいたしておりますので、閲覧がなされるわけでございまして。将来、登記法が改正になりまして、登記簿というものがなくなつて法律的にはそれにかわるものとして登記ファイルだけしかないとということになりますと、その際に閲覧をどうするかということが一つの問題になってこようかと思ひます。

文字どおりの閲覧というのは、登記ファイルそのものを見るということもこれは無意味なことではございまして、そういう意味での閲覧はございませぬけれども、写しみたいなのでもその情報を認識するという方法ではなくて、目で見るといふような仕組みで現在の閲覧にかわるような制度を設けるということも、それは不可能ではないわけではございまして、ただいまお話しございましたようにブラウソ管にディスプレイをいたしまして、そしてそれを見ていただくというふうなことも技術的にはもちろん可能でございまして。ただ、そういうふうな閲覧あるいは閲覧にかわる制度というものを登記法を改正する際に導入するかどうかということは今後の検討問題であらうと思っております。

もしそういうような閲覧制度を残した場合に、ただいま御指摘ございましたように、各登記所に相当のテレビのようなものを据えつけて、そして操作をして記録内容を認識していただくということになるわけでございまして、そのような形をとります場合には、謄抄本を発行するよりは場合によつては経費が余計かかるかもしれない、あるいはそれに近いような経費がかかるということになるかもしれません。そういうふうな状況のもとでなお閲覧というものが世間一般から必要視されるであらうかという問題もございまして、したが

いまして、この問題につきましては法改正の際に十分御検討いただくことにならうかと思ひますが、私ども内部的には審議会の御意見も聞いてどういうふうにするかというのを今後決めてまいりたいというふうに考えております。

○飯田忠雄君 今の御説明で大体わかりましたが、閲覧制度は研究を要すると、こういう御意見のように聞きました。それで、閲覧制度を研究するということですが、実際には閲覧用の書面をあらかじめ作成しておくのか、それとも閲覧制度そのものをもう廃止してしまつて証明書交付制度にしてしまふのか、こういう問題がございまして。閲覧用の書面をつくつておくなら、そのたびにどうせ手数料取るのですから、その書面を相手に渡したらいいではないか、それならば証明書交付制度と同じではないかと、こういうことになりまして、そういう点についてはどのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) ただいまのお話のようにはいろいろなやり方があると思ひます。一つは、先ほど申しましたようにテレビのようなものを備えつけてブラウソ管にディスプレイされるものを見ていただくという方式、あるいはコンピュータから当該物件の情報を打ち出して認証しないでお渡しをするというやり方、それからそういうものを一切やめて謄抄本にかわるような証明書だけに制度を決めてしまふというやり方、いろいろあらうかと思ひます。それについても一長一短あらうかと思ひますので、その点につきましても十分に検討して、国民の方々の需要に一番こたえられるような、しかも経費が余りかからないで済むような方法としてどういうやり方を選択すべきかということも慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○飯田忠雄君 法案の第五条を見ますと「体制の確立に必要な施策を講じなければならぬ」と、こう書いてあるのでございまして、この条文で書いてあることは、実際にはどういう方法でどういう体制を確立しておきになるのか、御計画があ

ると思ひますので、差し支えなければ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(枇杷田泰助君) 現在の登記事務はいろいろな問題を抱えておりますが、それを抜本的に改善をいたしまして適正かつ迅速に登記事務が処理できる体制をつくるためにはいろいろなこと考へられなければいけないと思ひます。その中心に据えておりますのはコンピュータの導入でございまして。しかしながら、そのコンピュータの導入だけで事が済むというものではございませぬので、午前中にもお話しございましたけれども、施設がよくならなければいけないという問題があります。それから、コンピュータが導入をされるにいたしたとしてもかなり先のことになってまいります。その間の事務処理体制をブックシステムのままで何とか維持していく、改善していくということが考へられなければいけない。そういう面で高性能の複写機を導入するとかいうようなことと、それから表示登記の面につきましては地図の整備とか、そういうふうな方もよろしの施策が講じられまして、そして全体として登記事務を円滑に処理するための体制ができることになるであらうというふうに考えております。

○飯田忠雄君 そうしますと、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度というものはそれで確立する、そのほか別に登記事務を迅速かつ適正に処理する体制もつくる、この二本立てでいくのだと、こういう御意見でございましょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) そのとおりでございまして。全部総合的に施策を講じて体制を確立していきたいというところでございまして。

○飯田忠雄君 それでは、次に第四条についてお尋ねをいたしますが、第四条に「登記簿の謄本又は抄本とみなす」と、こういうふうにあります。これは関係法律にある該当部分をこの法律で改正するが本筋だと思ふんですが、この第四条でいいますと、各関係法案にあるところの文言はそのままにして、この四条で本家本元の登記簿をこれはみなすものにしてしまふ。登記ファイル

というものは登記簿の本来本元でしょう。それをみなされるものにしちゃって、そしてほかの法律で書いてあることが主になるというそういう法律形式はちよつと逆じゃないか。むしろ登記簿のこの法律がもとであって、ほかの法律はこれを引用していくのだから、そういう形式に本来すべきものではないか、このように思われるんですね。

それで、法律のつくり方としては、みなす形式の条文じゃなくて、他の法律を登記のこの法律で一括して訂正するという形の規定の仕方もあるわけなんです。そういうことをおとりにならないで、みなすという形の法律の形式をとられたということには何か特別の意味があるのでしょうか、それともないのでしょか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 先ほど来申し上げておりますとおり、いずれ不動産登記法、商業登記法、その他の登記関係の法令を改正して登記簿を廃止し、そしてそれにかわるものとして登記ファイルを使うのだというふうな法改正をしなければなりません。しかしながら、それまでの間は現在板橋でやっておりますのと同じこととさせていただきます。いわば並行処理でございます。法律的には登記簿というものがあつた。その登記簿に記載されていることと同じ事項を登記ファイルの方でも記録しておくということでございます。不動産登記法の方で登記ファイルという言葉が現段階では使えないという状況ではないわけですが、したがって、板橋のようなことを念頭に置いてお考えいただければと思ひますけれども、本来は登記簿からの謄抄本をつくるのがこれが現行法の建前上正しいのだけれども、まあ正しいといひますか、それが普通なだけだけれども、せっかくコンピュータで記録されていくものをコンピュータで迅速に打ち出すことができるのだから、その打ち出したものを証明書として発給できて、それを効果としては謄抄本と同じ効果として各法律の部門で扱つてもらうというふうな規定せざるを得なかつたということになるわけでございます。

なお、繰り返して申しますと、将来登記法が改

正になりました場合には、これはもうそれが本則でございますので、それに合わせたように各登記法あるいはその関係法令を直していくということには当然必要になつていふかと思ひます。

○飯田忠雄君 結局法律上の効果が同じだからという点からいけばもういいと思ひますけれども、ただ法の体裁からいいますと、やはり他の法律で登記簿とあるところを登記簿または登記ファイルとし、謄本または抄本とあるところは記録されている事項の全部または一部、こういうふうに変更する、そういう条文を一つ置けばもう全部それで直つてしまふように思ひましたので、ちよつと御質問をしたわけです。こういう点につきましては法務省では余り御関心がないんでしょか、いかがでしよか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 私ども法律の条文といふものは非常に重要なものと考へておりますので、いかように表現をするかということについては慎重に検討をいたしております。この条文につきましては、先ほど申し上げましたように現在の並行処理期間中の特則という形でこの四条の規定を設けるということが前提でございますので、そうなりますとここで要するに証明制度といふものをいふば臨時的に置いて、その証明書の効力を謄抄本とみなすという形で表現することが妥当であり、またそれしかないのではないかと申すところを考へ方でこつたものになつたものでござい

ます。

○飯田忠雄君 じゃ、この問題はそれぐらいだけにしておきまして、次に移りますが、登記ファイルは権利義務に関する公正証書の原本である、こつたことを決めた条文がないわけなんです。登記ファイルへ登記申請をするに当たりまして不実記載をした場合、つまり申請書にうそを書いて申請したためにそれが登記ファイルにそのまま載つてしまつた場合、不実記載に当たるのではないかと、このように考へる判例もあつたわけですね、ほかのことについて、それでお尋ねするわけですが、この場合に刑法百五十七条一項にいうところの

「不実ノ記載」に該当するかどうかという問題です。該当するとすると不実の程度はどうかということなんです。全部該当するということになることとちよつと酷に過ぎはせぬか。刑法で罰する以上は「不実ノ記載」かどうかという実質的な判断を必要とするのではないかと申すので、この辺の解釈なんです。どつたようにお考へでしよか。

つまり登記を申請する場合に重要な事項と重要なでない事項とあると思うんです。つまりほかの第三者の権利を侵害するようなところは重要ですが、侵害しないような部分についてはちよつと間違つたぐらいで刑法の不実記載で罰すべきじゃないやないかという問題も刑法の権力主義の立場に立てばございまして、それでお尋ねするわけなんです。この点について法務省はどのようにお考へでございませうか。これは民事局より刑事局ですか。

○政府委員(寛榮一君) まずその前段の部分でございまして、今回の法律案による制度は、今民事局長からお話ございましたようにいわゆる並行処理期間といふこととございまして、公正証書の原本である登記簿といふものは存続させながら、これに記載されていることと同じ事項を登記ファイルに転載するといふものでございまして、したがって、その内容につきまして虚偽の申し立てをして不実の記載がなされるということでありまして、登記簿に不実の記載がなされるということとございまして、登記簿についての公正証書原本の不実記載罪といふものが適用になることは当然でございまして、登記ファイルそのものについては公正証書の原本ではございませぬので、何らの犯罪を構成しないということにならうかと思ひます。

なお、御指摘のように自動車登録ファイル等に関する最高裁の判例もございまして、将来並行処理期間が終つてしまつた場合には、従来の登記簿をそのまま写すものはそれはあるかもしれませぬ。それ以外に今後新しく届け出るところの登記です。こつたものはわざわざまた登記簿を

に公正証書の原本と解し得るというふうな考えられますので、その点はその時点でさらに検討したいと考へております。

○飯田忠雄君 本法は、普通登記簿は権利義務に関する公正証書の原本だと、こつたお考へでございまして、それと同じ内容を持つ登記ファイルも当然権利義務に関する公正証書の原本であるといふ旨の法の条文がなければならぬのではないかと申しますが、それで、せっかく法律をおつくりになつたんだから、こつた条文も一か条設けるべきでなかつたかと、こつた考へるわけですが、そうすれば判例だとか法解釈とかいつて騒ぐ必要がございませぬので、内容においては登記簿に不実記載したのもそれから登記ファイルにうそを書いたのも同じこととございませぬ。したがって、こつた権利義務に関する公正証書の原本である、登記ファイルはこつたものであるといふ条文をお入れになる意思はないかとこつた問題なんです。いかがでしよか。

○政府委員(枇杷田榮助君) この法律は登記簿のほかに登記ファイルの設けるということとつて、あつた法律でございまして、したがって、あくまでも公正証書原本としての登記簿は存在するわけとございまして、この登記ファイルと申すものはその原本のいわば写しに当たる、こつたものでございまして、したがって、登記ファイルそれ自体をこの段階で公正証書原本と言ふ必要はないし、もし不実の記載がなされればそれは登記簿に書かれてゐるその分をこつた考へて、少くとも並行処理を前提とするこの法案の中で、こつた規定を設けることはこれは適当でないといふふうな考へます。

○飯田忠雄君 それでは、今度の新しい制度がございまして、コンピュータ化した制度ができたときに従来のものを入れるといふのは、従来の登記簿をそのまま写すものはそれはあるかもしれませぬ。それ以外に今後新しく届け出るところの登記です。こつたものはわざわざまた登記簿を

つくつてそれを移しかえるということをするのかどうかという問題なんです、恐らくそうではないでしょう。直接、申請をそのまゝ入れるでしょう。そうすると、その登記ファイルなるものは移行作業をした登記ファイルと新しく入れる登記ファイルとは別なんですね。両方について考えた場合に、一方は公正証書の原本の写しだ、一方はそれじゃ何だということになると、これ原本がありませんから、おかしいことになるでしょう。こういう点についてはどうですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) この登記ファイルの移しかえの作業といふのは、ある一定時点でそれまでに登記簿に記載されている事項を一括して登記ファイルに移します。それからその後新しい事件が出てまいりますと、その事件のための記載は登記簿にもするし、それからこのファイルにもするわけでございます。したがって、この並行処理期間中の問題といふことは、あくまでも登記ファイルは写しであつて原本は登記簿といふことになりまゝ。それがさらに進んでまいりますと登記法が改正になりまして、そしてその登記ファイルに記録されている事項をもつて要するに登記だといふふうな措置を講じますと、そこでは登記簿がなくなりまして登記ファイルに記載されているものが権利関係のことを記載している原本になるというふうに変つていくかと思ひます。その段階では公正証書原本に当たるということの評価を受けることにならうかと思ひますが、この法律の段階ではあくまでも登記簿といふものが別にあるのだということをお前提にいたしておるわけでございまして、ただいまおっしゃつたやうな問題は生じないかと思ひます。

○飯田忠雄君 それでは、例えば板橋の登記所で新しい人が新しく登記をする場合、従来登記簿がなかったんです。そういう場合にはわざわざ登記簿をつくつてそれを移行するといふ、そういう二重の作業をおとりになるんでしょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 観念的には二重の処理をいたします。ただ、実際問題といふと、

記入の装置で一つは登記用紙に記入をし、同時にそれがコンピューターの入力になるというふうな機械を用いておりますので、作業といふと一回でございまして、観念的には登記簿の記入とコンピューターの入力という二つのことが行われるわけでございまして。

○飯田忠雄君 念のためにお尋ねしますが、本場に紙に書いた登記簿をつくられて、ほかの登記簿のものと一緒に持つておかれるのでしょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 並行処理期間中はそれをやらなければ登記の効力が生じませんので、そのとおり行つております。

○飯田忠雄君 そういうことで、まことにこれは二重手間をおやりになることになりまゝね。これからどんなファイル体制をつくつていかれるんですが、そのファイル体制が完成するまでは二重手間をやるということになりますと、二重の人にかかるし、従来の登記所のほかに別の登記所をつくつたやうなものではないか。なぜそのやうな二重手間をやつていかれるのか。その辺のところはどうも理解しがたいんですが、いかがですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) これは登記法を改正しました場合の経過措置で定めることになりまゝ。けれども、ある一定時点で登記簿から登記ファイルへ登記簿といふものをかえていくといふ、そういう法律的な措置をしなければならぬ。そういうことをする場合には従来からの情報をずっと蓄積しておかなければならぬわけでございまして。

その蓄積をする間は、これは登記簿といふものが法律上存在し、それに記載をしなければ登記の効力が生じないということにございまして、したがって、二重の方法をとらざるを得ないわけにございまして、ただいま御説明申し上げましたやうに、実際は一つの機械で一人の職員が記入の操作を行いますと登記用紙の方には所要事項が印字されてくる、そして同時にコンピューターの方にはその同じ内容のものが入力されるということにございまして、職員が別々に同じことを行うということではなくて一遍で済んでしまふ。

そういう処理をいたしておりますので、手間としては変わらないというふうな考へております。

○飯田忠雄君 大体事情はわかりましたが、それでも、おっしゃつたやうなことで、紙に印刷をして、それをとるという作業はございまして、これは相当の分量だと思ひます。そのための人件費その他はふえるし、決して経費の節約ということにもならないし、人の節約にもならない、今こう思ふわけですが、それはそうとしまして、今後またいろいろ御研究になると思ひますからこれ以上お尋ねはいたしません。

次に、職員の問題についてお尋ねするわけですが、その前に、民事局第一課の法務専門官が民事月報に報告されておられるところの「不動産登記情報システムについて」という報告書がございまして、これは民事月報の三十九巻二号にありますが、それなかなかに細かく報告をされておつて貴重な労作でありますけれども、どこに一体この情報システムの問題点があるのか、どういふ点をこれから改善しなければならぬのかといふ点、あるいはそのほかもつとほかの方法がありはしないかといふたやうな問題点とか、いろいろ問題点をつかむのに読みまして非常に苦労するわけですよ。余り上手に表現してあるものだから苦労するんです。もつと素人でもわかるやうに簡潔書きでそういうものは示すことはできないでしょうか、どういふ点が問題だといふことは。

○政府委員(枇杷田泰助君) ただいまお話にございまして民事月報の記載といふことは論議は、現在板橋で行つておりますパイロットシステムによる現場実験をどういふふうにして進めるかといふことを解説したものでございまして、問題点を指摘するといふことを目的として書かれたものではございませぬ。したがって、そういう意味ではただいまのお話のやうな点については直接に御参考にはならなかつたかと思ひます。いわば板橋の状況の紹介記事に近いやうな解説でございまして、そういうことにならうかと思ひます。

ただ、この解説でも直接には触れておりませぬ

けれども、その背後に持つております問題意識をいたしましては、移行作業がうまくいくであろうか、移行作業をどのようにしたら合理的にいくであろうかといふことも、まず最初の関心事といひますが、このパイロットシステムでよく検討してみたい点であるといふことは当然に前提に置いてあります。それから、もちろん現場実験でございまして、ハード、ソフトの関係が思ったやうに動いて、そして実際の業務の上でうまくそれが動いていくであろうかといふことも当然関心事でございまして、それから、さらにコンピューターを導入することによって、登記所の窓口においてなる申請人の方々に對してどのような影響が出てくるであろうか、それからまた職場内におきまして職員の執務環境等どのような影響が出てくるであろうかといふことが関心事である、そういうやうな問題点を認識していくためにこの現場実験を行つておられるのだといふことを前提にして書かれておりますので、その問題点といふものは、簡潔書き的にいたしますか、项目的に申し上げまゝす、ただいま申し上げたやうな項目に集約できるのではないかと思ひます。

○飯田忠雄君 そこでお尋ねしますが、その報告の中に、移行作業には相当の時間と労力を要するものと、こゝ言われておりますが、実際にはどのぐらいの時間と労力が移行するために必要なんでしょう。何冊やるためにどのぐらい要するか、あるいは一件に幾らでも構ひませんが、そういう点について御研究になつたことございませうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 厳密な時間測定的なことはいたしたことはございませぬ。何分にも初めてのことでございますので、いろいろな試行錯誤を重ねてきております。したがって、当初のころから比べますと最近はだんだんと能率よくやれるやうになつてきたといふ面はございまして、まだ大量なものを同時にやるという面はございまして、五十八年の四月ごろから移行作業を初めまして現在に至るまで、区分建物にして約一万戸、その区分建物の敷地、これの移行作業を

進めてまいったわけでございますけれども、その間、これはパートでございまして、ちょっとはつきりした人数は申し上げられませんが、大体毎日五人ないし六人の臨時職員がずっと来て、そしてコンピュータへの移行の入力、そういうものをしてきたということでございまして、六人の人間が二年間かかってその程度の作業ができたというところでございます。したがって相当な手間になる。これを板橋全庁あるいは全国の登記簿を全部移行するという場合には莫大な労力を必要とするだろうと思いますが、なおこのやり方につきましては今後とも工夫を進めていく余地はあるだろうと思っております。

○飯田忠雄君 だいたいのお話で、移行作業にはそういう能力のある人をパートタイムで雇ってやった、こういうお話でございましたが、結局、今までで登記簿を写してあった、そういう作業をしていった人をそのまま使うということが実際には職種が違ってきて困難だということに思われるのではないかと思います。そういう点につきましては従来の職員は不安感を持っているかいないか、あるいは喜び勇んで将来に希望を見出してみんながやる状態なのかどうかという職員の勤務上の考え方の問題ですが、こういう問題について把握しておいででしょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 移行作業につきましては、これは職員は最後の点検ということで関与するような方式をとらざるを得ませんので、その点については作業量が出ておりますが、コンピュータ化すればそれは避けて通れない必要な作業だということで職員も了解していると思えます。ただ、コンピュータ化すること自体、日々の事務がコンピュータによって処理をされるということになりましては、これは職員の受け取り方はまちまちであらうと思えます。正確にアンケート調査等はいたしておりませんが、若い職員で高等学校にいたるときからパソコンなどをいじっておったという人たちは、むしろをせ早くやらないのだというふうな気持ちを持っている者も

あるだろうと思えますし、また年配の人にとってみると、何か非常に不安だ、なじみがないというふうな気持ちも持っているだろうと思えます。

ただ、何にいたしましても、コンピュータ化したという状況になるんだということが各人それぞれにイメージを持っておりまして、それが共通していないという面もあります。したがって、まずコンピュータの状況というものを多くの職員に認識してもらって、その上でどうだというふうな感得を得てほしいというつもりでおりますので、そういう理解をまず進めてもらおうということでこれから考えていきたい。従来からもやっておりますが、次第にコンピュータを身近なものに感じつつはあるようでございますが、全国津々浦々まで十分な認識が届いているとは思えないと思えます。

○飯田忠雄君 今、法案の点につきましていろいろお尋ねをいたしましたのでございますが、大体私の質問はきょうはそれだけでございまして、関連しまして不動産登記についてお尋ねをいたしたいと思えます。

不動産登記を訂正する場合に、不実記載という問題と関連するんですが、訂正する場合に、登記簿には錯誤、訂正というよりも錯誤というところで訂正をいたしております。それで、この錯誤というのは登記申請者の錯誤なのか、あるいは登記簿を作成した人の錯誤なのか、その辺が明らかでありませんが、どちらの錯誤の意味でございましょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 登記簿に記載されておりましたことが実体関係と違つておるといふ場合には、これは錯誤による更正登記をするという手続になっております。その実体と登記簿とが合わないという場合には、二つの原因があらうかと思えます。その一つは、今おっしゃいましたような申請者側の方の間違いでございまして、そういう場合は申請によりまして更正をするわけでございしますが、なお、申請書には正しく書いてあったのだけれども間違つて登記し、例えば抵当権の債権

額が五千万円というふうな申請があったのに登記簿の方は間違つて五百万円というふうにしてしまったというふうなケースがございまして、これは登記所側の方の間違いでございまして、その二通りがあるわけでございまして、その二通りとも更正登記の対象になってまいります。

○飯田忠雄君 それでは、登記申請者が錯誤で不実登記をした場合、この場合、刑法の百五十七条、公正証書不実記載罪が成立するかどうかという問題でございまして、刑事事件になってからあれば錯誤だったと、こう抗弁をしたとしまして、それは成立するかという問題もございまして、刑法上の罪となるかという問題と、それから錯誤の抗弁は成立するかという問題につきましてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 刑法百五十七条の公正証書原本不実記載罪でございまして、これは故意犯でございまして、登記申請者が過つて客観的事実に反する申し立てをして、そのとおり客観的事実と異なる事実が登記されたという場合にはこの罪は成立しないというふうな考えでおります。

○飯田忠雄君 実際にはそれが一体錯誤なのかどうか、不実登記の場合わからないわけなんです。うそを書いた後で見つかったら、いや、あれは錯誤でしたと、こう言えれば済むということであれば、刑法の不実記載罪というのはもう成立しなくなる。常に成立しないということになってしまふんですが、そういう点はどうもはつきりいたしませんので、重ねて御見解を承りたいわけなんです。

○政府委員(寛榮一君) そういう客観的な事実と反する記載があるという場合には、やはりその申請者の真意をよく調べまして、客観的な事実と反し、なおかつそれを認識しながら虚偽の申し立てをし、その結果不実記載をなしたに至つたという認定があつて初めて刑法上の罪が成立するというふうな考えでおります。

○飯田忠雄君 不実記載かどうかという問題を調べるときの一つの手がかりとして登記申請書を調べるといふことも起こると思ひますが、そこ

で登記申請書というものは一体どのぐらい保存されておるかということが問題になると思ひます。この点について、保存期間を過ぎてしまつた場合にどういふふうにして不実記載、錯誤があつたのかさうでないかというのを判定するのか非常に疑わしいんですが、保存期間の問題と絡めてこれはどういふふう具体的に処理されておるんでしょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 保存期間は、権利に関する登記の申請書につきましては十年、表示に関する登記の申請書にしましては五年というふうに定められております。

先ほど錯誤に二種類あるということで、登記官の錯誤、登記所側の錯誤というものもあるわけでございまして、その関係を調べるためには申請書がどうなつておつたかというのをまず当たらないければならぬわけでございまして、それが保存期間が経過をいたしまして廃棄しているという場合には、これは有力な手がかりはないわけでございしますが、なお登記済証というのを登記をした後は申請人に交付をいたします。その登記済証によつて申請内容がわかるということがありますので、そうしますと申請内容と違つて登記がなされておるといふことがそれによつてわかれば、これは登記所側の錯誤であるという判断ができるわけでございまして。しかしながら、その登記済証もないというふうな場合には、これは登記官の方の錯誤であるというこの立証ができませんので、登記の方の手続といたしますと登記官の錯誤による更正登記という手続はとりようがない。したがって、一般の申請人側が間違つた場合の手続で処理をしていただくより仕方がないということになるわけでございまして。

○飯田忠雄君 わかりました。その次に、時間が余りないので質問が完了するかどうかわかりませんが、税金の取り方の問題でちよつと質問いたしたいと思ひますが、税金をかける場合の基礎になるものは、やはりもうかつた利得に課する税ですね。それから権利に課する税、

それから付加価値に課する税と、こうあると思いますが、例えば土地の所有者から固定資産税を取る。こういう場合に固定資産税の基礎はこれは結局権利ですね。所有権になってしまふわけですが、この所有権者が土地を他人に貸した場合に、所有権者が持っているところの占有権、使用権、集約権というものは、これは利用権という形で他人に行ってしまうわけですね。例えば借地権者に行ってしまうわけなんです。そうしますと、税金をかける場合に固定資産税の基礎というものは結局処分権についてだけということになりはしないか、そのほかのものについては借地権者から借地権に基づく税金を取るのが筋道ではないか、こういうふうに考えるわけですね。

例えば東京都内で中心地において土地を借りますという、借りた人の利用権というものは極めて大きなものになつて、地主の権利なんというものは十分の一以下になつてしまふ。そういうのが現実でございまして、そういう現実を踏まえて、税金を課する場合にどういう根拠で固定資産税をかけ、あるいは利用権者に対する、つまり営業権者に対する税金を課しておられるのか。あるいは土地所有者に支払うところの賃料の根拠というものはどこに置いておられるのか。こういう問題につきまして大蔵省の方に御見解を承りたいと思います。

○説明員(山口省二君) お答えします。

固定資産税の関係につきましては、国税でございまして、権限外でございまして、相統税、贈与税の関係につきましては申し上げます、借地人の建物の所有を目的とする地上権及び賃借権、これは御承知のとおり借地法によりまして借地権と称されて保護されているところでございまして、このように借地権の付着している土地の売買の実態を見ますと、借地権の付着していない場合の土地の価格、すなわち更地価格から借地権の価格を控除した価格によって取引されているのが実態であらうかと思われまふ。それで、こういう実態に即しまして税務上もそのとおり

取り扱っているというところをございまして、この取り扱いは買主が借地人以外の第三者でありまして、あるいはまた借地人自体でございまして、この取り扱いは変わらぬのでございまして、借地人が借地権を考慮した価格でその土地を買い取ったといたしまして贈与税等の問題は発生いたしません。

○飯田忠雄君 不動産の賃借によりまして売買価格が低下してしまうという問題が現実起こつておるわけですね。土地を貸したら貸した日から、その土地を売ろうと思うという普通のところでも四〇％ぐらいの値打ちになつてしまふ。東京都内を中心とすると一〇％ぐらいに下がつてしまふ。こういうような状態になるんですが、こういう状態になつた場合の買主のほうにいうものに対して従来は何ら課税措置がなされてない。と同時に、売買関係についての非常な不公平な状態、もしくは不公平な関係が是正されてないという問題があります。

こういう問題についても少し御質問したいんですが、きょう時間が来てしまひましたので、うはこれでやめます。この次のときにまたお尋ねをいたしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○中山千夏君 私は、一つには手数料の値上げに關係する問題と、それから労働に關する問題、この二つに絞つて伺いたいと思つております。

今度手数料の値上げが行われますけれども、贈抄本現行三百五十円が四百円、それから簡覧、証明百円が二百円ということなんです、この値上げ幅、過去の例に比べてどうなんですか。かなり大きいように思ふんですけれども。

○政府委員(批田田泰助君) 現在の贈本の三百五十円というのは五十四年度からでございまして、それから簡覧が五十二年からでございまして、かなり据え置かれております。その前の金額は、贈本の場合には三百円から三百五十円という五十円幅の値上げになっております。今度も五十円幅の値上げでございまして、値上げ幅とすれば過去の

例から比べて大きいということは言えないと思ひます。

簡覧の場合には百円から二百円というので倍になつておりますけれども、絶対金額から申しますと百円の増額でございまして、現在の登記の実情から申しますと、簡覧の關係でいろいろな措置を講じなければいけない。不正の登記用紙の抜き取り等がございしますので、そういう關係の体制を整えなければならぬということでもかなりの予算金額もそれに計上してある。それから職員もその簡覧席での応待をするというふうなことで、職員もそれに当たるというふうなことがございまして、そういうことを織り込んだ実費としては、丸めた数字としては二百円ぐらいが適當だということにいたしておりますので、ちよつと倍という關係では簡覧の關係は多い印象を与えますけれども、絶対金額としてはそれほどでもないのじゃないかという感觸でおります。

○中山千夏君 今回この法案とそれから登記特別會計といふものが出来るに当たつて、値上げも同時にいうという処置がとられたということ、やっぱ登記特別會計を今後支えていくということも十分考へに入つた上でのことなんではないかと。

○政府委員(批田田泰助君) これは大体こういう手数料的なものは、一概には申せないかもしれませんが、三年に一回ぐらい見直しするのが適當じゃないかというふうな考へております。そういう意味で、コンピュータを導入することを前提にしまして、将来三年間ぐらいコンピュータの経費もどれぐらい投入しなければならぬだろう、あるいはコンピュータ以外でも施設の整備とか、窓口改善あるいは一般の能率器具の整備とかというふうなことをもろもろ考へまして、そういう三年後ぐらいのところを見通した上で手数料を算定するとすればどうなるだろうかということに計算した結果が四百円、二百円ということになつておるわけでございますので、コンピュータのことも織り込んでおりますし、またそれ以外のものも織り込んでいるといへば織り込んでい

るわけでございます。

○中山千夏君 今後だんだんコンピュータ化していくに従つてやはり経費がかつてくるということになりますと、先ほどちよつとほかの委員との質疑の中でお話も出ていましたけれども、やはり手数料を少し上げなければならぬというふうなことが出てくるということでしたね。その見込みだと思いますが、はつきりしたことはまだわからないと思ひますが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(批田田泰助君) これは今後のコンピュータ化の進め方あるいは移記作業の仕方というものに絡んでくることとございまして、はつきりしたことは言えませんが、コンピュータの導入のために多額の経費がかつてくることは間違いないわけでございますので、将来値上げがなしに済まされるということはないのじゃないかという気はいたします。ただ、そのために一挙に多額の手数料の増額ということになりますと、これもまた問題でございまして、したがひまして、作業の進め方も余り値上げにつながらないような形での進め方をしていかなければならぬだろう。そういう総合的なことを考へた上で処理をいたすつもりでございまして、将来何がしかの手数料の値上げは、これは御負担願わなければいかぬことになるのじゃないかと思つております。

○中山千夏君 登記特別會計といふのは、私は詳しくないんですけれども、こういうものをかち取ると言つたら変ですけれども、こういうものを設定することは大変な仕事であつて、これには法務大臣を初め法務局の皆さんが大変御努力なすつて、これ国民のサービスに關係することなんです、私も大変そういうことの経済的な基礎ができたのはよかつたなというふうな大変喜んでいられるわけなんです。

ところが、確かに値上げが普通みたいな世の中になつていまして、絶対的な金額からすれば、例えば百円が二百円になつてもそう大したことは

なからうとかという考え方もありますけれども、逆に登記の關係で手数料とは別に登録免許税というのがありますね。これはかなり多額なものです。それを考えますと、手数料の方を値上げしなくとも登録免許税の方をもう少し、これはもちろん一般会計からの受け入れという形で特別会計の方には入ってくるんだらうと思ひますけれども、その額、一般会計からの繰り入れというのを見ますと、登録免許税と比べるともちろんとても少ないわけですね。十倍ぐらいになるのかな。それを見ますと、もうちょっと多く一般会計からの繰り入れがあれば、受益者は今でも負担はしているわけですから、受益者負担という意味からも外れないし、そしてなるべく利用者の負担が少なくなるようにできると思うのですよ。そういうふうにはできなかったんでしょうか。

○政府委員(批田田泰助君) 登記所においてなる申請人の方々の意思からいたしますと、売買だとか抵当権設定の場合にかなりの高額の登録免許税をお支払いになりますので、何かそれで賄えばいいじゃないかというふうにお考えになるのはごもっともだと思います。ただ、性格的に申しますと登録免許税というのはあくまでも税金でございます。そういう不動産取引をする、そういう取引過程において担保力が出てくるというところに着目をして課税される性質のものでございまして、登記所の経費を賄うために取るというものではございません。まあ冗談話でございしますが、もし登録免許税が全部登記所の収入になり得るものならば、税務署は全部税金を自分のところの役所の経費に使つていいじゃないかというふうなことにつながることになる。冗談半分でそういう話もあるくらいで、まあ性格が違ふということでございます。

ただ、一般会計の中でもそういう登録免許税が一般会計の歳入源になっておることは間違いないわけでございますし、また、それだけの税金を納めていただいております。したがって、従来からそういう面も加味して大蔵省の

方ではそういう申請人の方になるべく迷惑をかけないような予算の支出を、これは割り戻すとかどうとか、そういう觀念とは別に、そういう気持ちの申請人に対するサービスを向上させるといふ意味での経費については、ほかのものと違つて比較的好意的に配慮していただいているように思ひます。今度の特別会計の際の一般繰り入れ経費につきましても、昨年の關係の一般会計分に当たるようなものをさらに拡大をして予算措置も六十年度に図られておるわけでございます。何%とかというふうなことはつながらないものでございしますけれども、従来から大蔵省の方ではそういう御配慮をいただいておりますし、特別会計でもそういう線はなお引き続き配慮していただいておりますので、手数料だけで、あとは余り知らないよというふうなことにはならないと思ひます。

私どももそういう点については今後とも大蔵省の御理解を深めていただくようにお話して参りたいと思ひますけれども、かなり現状においても配慮をいただいておりますというふうな認識をいたしております。

○中山千夏君 確かに一般会計からの繰り入れというのでも決して少額ではないと思ひます。だけれども、余り登録税の方が大きな額で、今おつたように、税金は税務署が使うというふうな話をしますと、これは一年分でもう十五年分の今度の計画が賄えるというぐらゐあるわけですよ。そうすると、そのことを考えてみると、これは大蔵省にお伺ひしたいんですけれども、もうちょっと一般会計の繰り入れの方をふやして、そして手数料なんかは上げなくてもいいようにできないじゃないだらうかという気がするわけなんです。それから、今何%というふうなことにはなつてないというお話でしたけれども、例えばパーセンテージをとるといふような方法は可能なのか。それともそれはちよつと、まあ私は素人ですから、非常識なことなのか。その辺大蔵省にお伺ひしたいんです。

○説明員(吉本修二君) 特別会計で手数料収入で賄われる部分を除いた所要額に足りない部分、これを補つて一般会計から繰り入れるというのが基本的な建前の今度の特別会計のシステムでございます。基本的に建前はそうですが、観念的に申し上げますと、登記所で謄抄本のサービスとか、証明とか閲覧とか、いろいろそういういわゆる行政サービスを行つております。そういう部分につきましては従来からそれに要する実費を中心としたしまして手数料を徴収する、こういう考え方で行つてきておるわけでございます。

今回も基本的なこの考え方は同じでございますが、コンピュータ化を中心とする一つの大きな改革はございしますが、そういうものに要する経費は手数料で賄う。そのほか先ほどお話ございましたような登録免許税を納めるような権利者の申請に係るいろいろな仕事、そういう關係の仕事については登録免許税というものを納めておられることでもありますが、実費を徴収するというような考え方に立たないで、それは一般会計繰り入れで賄う、こういう基本的考え方でございます。その方法で今後とも特に事情の変化のない限りやつてまいら、こういう考え方でございます。

○中山千夏君 とにかくいろいろ国民生活は負担が多いので、なるべく負担が少なくなるように考へて今後やつていただきたいと思ひます。

次の問題、労働關係の問題に移りたいんですが、派遣の職員が民事法務協会というところから来ていふというふうな何つておられます。この民事法務協会というのとはどういふ団体であるのか、簡単なことをちよつと教えてください。

○政府委員(批田田泰助君) 法務協会と申しますのは法務省で認可をいたしました財団法人でございます。昭和四十六年七月一日に設立されております。この財団法人は民事行政、すなわち登記、戸籍、供託に関する制度についての調査研究であるとか、啓発宣伝とかいふふうな広いことを目的としておりますが、具体的には一番中心になつておりますのが、端的に申しますと謄本焼き

の關係でございます。登記所でやつております謄本焼きの關係について協力をするということ、派遣職員を登記所の方に派遣してもらひまして、それでコピー焼きをやつてもらつておるといふのが事業の中心になります。そのほか職員に対する研修教材をつくるとか、そういうようなこともやつておりますけれども、一番中心の事業はただいま申し上げましたような謄本焼きについての部外委託を受けるという仕事でございます。

○中山千夏君 その謄本焼きというのは、最初寺田委員のお話の中で、一番健康といふことの点で登記所の職務の中で問題があると言われている部分ですか。

○政府委員(批田田泰助君) 謄本焼きもそれは単純な繰返し作業的なことでございします。長時間やつておられますとかなり疲れるということにはなるわけでございますが、登記所の中にはそのほかにもいろいろな労働過重の問題がございします。これが唯一最高といふものではございませうが、やはり職員がやるとすれば、それは張りついてやるといふことはかなり負担になる作業であることは間違ひないと思ひます。

○中山千夏君 ここから派遣されてきた方は職員の方とほとんど同じだけの時間働くわけでしょうか。それで給与なんかはやはり外部の方から職員と同じではないと思ひますけれども、その辺のところをちよつと御説明ください。

○政府委員(批田田泰助君) 勤務時間は職員と同じにやつておると思ひます。給与の關係は協会側の方で決めておりますので、公務員の方とは全く同一ではないようでございますが、しかし同じ職場にいるわけでございますので、公務員の給与といふものを参考にしながら決めていふというふうには聞いておりますが、全く同一ではないようでございます。

○中山千夏君 そして、コンピュータ化が進みますと人手が省けていく。その省けていく第一のものに外部からの応援と、それから派遣職員といふのがあるということでしたね。そうすると、逆

の見方をしますと一番先にこの人たちが職がなくなってしまう。そうすると、この派遣職員の方たちはこれを大体主たる仕事としていらしたとすると、失職してしまうことになるわけなんではないか。

○政府委員(枇杷田泰助君) コンピューター化が進んでまいりますと、勝本焼きというふうな仕事はなくなりますので、そういう意味では派遣職員の仕事はなくなるわけでございます。それだけを考えますと失職の問題が出てまいります。私どももその点はないがしろにできない問題だということに認識をいたしております。しかし大体この派遣職員は女性の方がほとんどでございます。そして勤続年数というものはそれほど長期ではないわけでございます。したがって、その作業の進め方を工夫いたしまして自然退職とあわせて作業は減っていくような形を基本的にとつてまいりたい、それによって解消いたしたいと思っております。それから同時に協会自体がまだほかの面についていろいろな活動すべき分野があるというふうなことで、その御本人にコンピュータ化ができたから退職してくださいというふうなことになるような方策を講じていくつもりでございます。

○中山千夏君 実はこの間視察をさせていただきましたときに、勝本を焼くというふうなところに女性の姿が多かったのですから、これは派遣されてくる方には女性が多いのかと思つて数をお尋ねしましたら、大体今六百九十九人が女性だといふので、そのうち五百九十人が女性だといふんですね。これはもうほとんど全部女性といつても言い過ぎではないと思つた。大体派遣職員の問題はこれまでに国会の中で労基法をめぐつていろいろ議論があつたというふうな聞いていますけれども、私は、この女性に關したところで非常にこのありようが思うところがありまして胸痛むというか、もうどうしたらいいのだからかという感じがするんです。

といふのは、この派遣職員で来ていらつしやる方はほとんどが女性である。そうして一方法務局の職員の方を見ますと、これ数いたいたで千三百五十人、これは約一・一％ぐらいになるんでしようか。そうすると正規の職員についている方には女性が少ないわけですね。そうして派遣職員というかなり単調で大変な仕事で、そうして正規の職員に比べればやっぱり労働条件にも少し差があるというふうなところにはほとんどの女性がついてくる。こういう労働のあり方というものがやっぱり非常に女性の権利なんかを考へる者たちの間では問題になつていまして、今度今ちやうど国会で均等法というのも審議されているわけですが、雇用の分野に關する婦人の差別撤廃条約という国際条約を批准しようといふところでこういうことについて非常に関心も高まつていられるわけですね。

一般の企業でこういうことがたくさんあるわけですが、それはしょうがない。だけれども、やっぱり国の關係したことでこういう形があるのは非常に女性の一人として残念だという気がすることがあるわけですね。大も必要人員はそういう半ば臨時の形ではなくて、やっぱりこれも政治の上では大変なことらしいけれども、きちんと員数を獲得して、そして正規の職員で仕事をやっていけるようにしていただくのが一番いいわけなんですけれども、それと同時に、この場合は女性の雇用条件という問題も絡んでいまして、何とかこういう状態じゃなくて、これはもう増員を心がけていただく以外にはないだろうと思つていただければ、この辺私自身も悩むところなんですけれども、こういう問題についてはどう考へになりますか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 私どもの方では、女性を低賃金で労働条件の悪いところで働いてもらいやすいというところでやつていられるわけではございません。先ほど公務員給与と同じようにと申し上げ

げましたけれども、あるいは最初の初任給などは向こうの方がいいのかもしれないというぐらゐに思つています。

何と申しましようか、勤務時間は大体公務員と同じでございますけれども、場合によつては若干午前、午後のところなんかの時間のやりくりもできなくはないだろうと思つた。比較的女性のなればいけないということも募集しているわけではありませんけれども、大勢の方が求職に來られまして、殊に地方の方では家庭婦人などの職場がないというふうなことから非常に大勢の方がおいでになつて、むしろそういう職場があることが、基本的な問題は別として、現象的にはむしろ家庭婦人のための職場を提供しておるといふような結果になつておるのではないかと思つております。

その勤務条件が悪いといへば、それは単純作業でございますので悪いのでありますけれども、職場の中では非常に職員と一体になつてやつておるようであります。非常に大変な仕事、まあ定員職員の方が男性が主なものですから女性を歓迎するといふ面もあるのだらうと思つた。私の方では非常に仲よくやつておられて、私の方では低賃金な過酷な労働条件のもとに女性を入れるというのではなくて、結果としてはむしろ現状の社会の中では比較的女性として働きやすい状況のもとで働いていただいている方ではないかといふふうに認識いたしております。

○中山千夏君 もちろん、悪気があつて低賃金で安くこき使つてやろうなんというお気持ちがおありだとは全く思いません。それから、そうなんです。現象面では非常に女性に職を供給するといふことは全く現実でして、それと基本的な問題とがどうしても矛盾するといふところが我々にとつての一つの悩みなんです。それで、一つには婦人の労働の問題は単純に言い切れまけんけれども、正規にきちんと就職しにくい、さつきおっしゃつたとおり就職する場が少ないから、どうしても条

件の悪い方でも流れてしまふということも一つあると思ふんです。それで、そういう基本的な問題も踏まえて今後コンピュータ化を進めていかれる中で、これは一つの婦人の労働問題なのであるといふことを、婦人差別撤廃条約の批准をしようとしてる国の行政としてそういう視点も忘れないうで対処していただきたいと切に思ふんですが、いかがでしようか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 私どももそういう視点で考へていかなければならぬことはかねがね思つておりますけれども、時に忘れられることもあろうかと思ひますが、御注意いただきましたので今後ともそういう点については十分に注意してまいりたいと思ひます。

○中山千夏君 いいお答えいただきまして大変ありがたうと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

それから、これでもう終わりですが、あと二つほど、これ非常にきさいな問題なんですけれども、この間、板橋を視察させていただいたときに、ディスクにすべてを記憶させますね。それで何かあつたときのために二重にもう一つテープに記憶をさせておく。それで、これが片方がディスクで片方がテープだといふところが私は疑問だつたんですけれども、それはどういふ理由からなんでしょう。

○政府委員(枇杷田泰助君) これはディスクの場合にはフルスピードで情報検索して出すのには適しておるわけでございます。そういう意味です。それから、しよつちやうやるものについてはディスクが一番適しておりますけれども、予備的な記録の方はそんなにしよつちやう使うものでもございませぬ。それでディスクに比べますとテープの方が経費的には安いわけでございますので、そういう面で使い分けをしておるというところでございまして、それからも一つは、抄本を打つて、そして出てくるというところをやつて見せてくださつたん

ですね。そのときに判こ、あれ何というんでしょ
うか、印章というのでしょうか。それもちゃんと
赤く印刷されて出てきたんで、私は随分便利なん
だなと思って、そのときはただひたすら感心した
んですが、ただ、これから、今もそうですけど
も、まだ登記法というのは変わってないわけだ
すね。その登記法がある時点で、それは大も入れ
るときには甲号という一つのポイントがありま
すけれども、それを印刷して出すときにいきなり判
こまでついて出しちゃうというのは、これは登記
法がある現在、ちょっと進み過ぎてやしないかし
らという気がしたんですけれども、これについて
はどうですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) それはおっしゃると
おりでございます。そういうことがございますの
でこの法案で手当てをさせていただいておるわけ
でございます。

おっしゃるとおり現在は登記簿が原本でござい
まして、いわば磁気ディスクに入っておりますの
はその写しでございまして。その写しから打ち出さ
れたものは原本にあるかどうかというのをもう
一遍確認をして、そして原本の認証をしていくと
いうのが、これが一番正しいやり方だと思います。
しかしながら、入力する際にきちんと間違いなく
やったということは登記機関において確認して
やっておりますし、それから後の新規の事件につ
きましては御承知のとおり同時に登記簿にも打た
れ入力するというところから、点検するまで
もないということでも、もう機械的に謄抄本作成
ということをしておるわけでございますが、しかし
あそこで写されたものは、いわばあくまでも登記
ファイルに記録されているものを打ち出している
ものでございまして、ですからそれはそれなり
に簡明直截にそういうものなんだというのを法
律的にもうたつた方が真つ正直であつて紛れがな
いではないかということで、この法律の第三条で
ございまして、そういうもので要するに証明書
を出すことができるということになりまして、そ
して効力的には謄抄本と同じ効力がある、速回り

といえは速回りですけれども、そういう手当てを
しておるわけでありまして。

したがいまして、板橋の場合には、この法律が
制定をされますと、法務大臣にこの法律の規定に
よる第二條第一項の指定をしていただいて、それ
で今謄抄本という形で発行しているものをこの法
律の第三條の規定による証明書という形で発行す
るといふふうに切りかえたいわけなんです。ですから、
現在やっておりますことはこの法律を前提にしま
す、ちよつと何と申しますか、事実上の処理がさ
れておるといふことでございまして、御指摘のよ
うな問題があらうかと思ひます。

○中山千夏君 わかりました。どうもありがと
うございました。終わります。

○柳澤謙造君 これからいろいろお聞きをしてい
きたいと思ふんですけれども、冒頭私が申し上げ
ておきたいことは、この種のことはむしろ賛成で
す。ただ、時々席もあけましたけれども、午前
から聞いておりまして、登記にコンピュータを導入
するということとは法務省の都合でもつておやり
にならうとしているのか、それとも住民という
国民の皆さん方により便宜を図るためにやらうと
しているのかということが、どうも聞いています
。皆さん方法務省というか、法務局の御都合が前
面に出て、それでこういうことをしたいんだとい
ふに聞こえてならないんです。それで、それは
まだだんだん後でそういう面も解明していきたい
と思ひますけれども、ともかく、むしろ今も言
つたように賛成の立場でいろいろお聞きをしてい
きたいと思ひます。

最初が初歩的なことで、登記事件数、何でこれ
事件という言葉をを使うのか私もよくわからない
んですけれども、この経過をつと見ますと、昭和四
十年に甲号のいわゆる登記の申請された数とい
うのが千三百二十八万四千件あった、それが五十八
年には二千三百九十九万一千件になつてゐる。それ
から乙号の方の謄抄本の交付等の方は昭和四十年
には八千九百八十一万件、それが五十八年には四
億一千八百二十四万四千件、大変な伸びをしてい

るわけなんです。こういう量的に拡大をしている
ので、これを担当しておつた職員がどの程度の推
移をたどっているのか。一番わかりやすく言えば
一人当たりで何件ぐらい担当をしてきたのか、四
十年からその後の動きで教えていただきたいと思
ひます。それから今後これは件数がどのくらい増
来すつとふえていくようになるのか。それからそ
れを担当する職員数というものはどういふ推移を
歩もうとしているのか、そこからお聞きをしてい
きます。

○政府委員(枇杷田泰助君) 登記関係の職員数の
推移でございまして、ただいま御指摘いただきま
した年度に合わせて申しますと、昭和四十年
におきましては登記従事職員数は七千八百十八人
でございます。それが四十五年は八千三百六十三
人、五十年は九千三百三十四人、五十五年は九千五百四
十六人、それから五十六年は九千五百九十四人、五十七
年は九千六百二十六人、五十八年は九千六百六十一
人といふふうに推移をいたしております。若干は
ふえておりますけれども、事件の伸びにスライド
して伸びておるといふことはございせん。

なお、一人当たりの負担がどうなつたかとい
うことでございまして、これは甲乙込みの従事職員
でございまして、ちよつと合わせた数字で御説
明するのでも正確でないと思ひますので甲乙に分
けて申しますと、昭和五十八年にしましては一人
の職員が甲号事件を二千四百件処理し、同時に乙
号事件を四万三千二百九十一件処理するという数
字になるわけでございます。この負担の関係は、
甲号におきましては……

○柳澤謙造君 一人当たり、昭和四十年はわか
らないですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 昭和四十年の負担の
件数はちよつと計算いたしておりますが、甲号
におきましては四十年を前提にいたしますと恐ら
く一・三倍ぐらいの負担件数になつてゐると思
ひます。乙号につきましては二倍ぐらいの負担増に
なつてゐると思ひます。ちよつと概数で恐縮で
ございます。

今後の事件の伸びの予測でございますが、最近
の上昇比というのが甲号事件におきましては大体
年間に二ないし三%の伸びを示しております。そ
れから乙号事件につきましてはこれは五%ないし
六%ぐらいの伸びを示しております。これは年度
によつて少し動きがございまして、そういう状態
で今後伸びてまいりますと、これは複利計算で
ございまして、十年間でもかなりの事件数が出て
くるということが予測されるわけでございます。

○柳澤謙造君 それでは、いろいろの計画を讀ん
でいきますと今後十五年ぐらいで全国の千二百カ
所の登記所を全部コンピュータ化したとい
う計画のようなんです、それが可能なかどうか
。それからそれが全部完了するまでの費用とい
ましようか予算といふまじょうか、どのぐらいか
かるのか。それから五つと十五年も先のことで
すから、なかなかこれは大変だと思ひますけれども、
千二百カ所を切りかえるその写真真といふものは
お持ちなのかどうか。そこはいかがでしよう。

○政府委員(枇杷田泰助君) 何分にも法務局の機
構は分散をいたしております、千二百庁に分
かれております。そして移行すべき不動産の数、会
社数が非常に大きな数でございます。二億数千万
という対象でございまして。文字数にいたしますと
二千億字ぐらいの文字数になるようなものを移行作
業してまいらなければなりませんので、この作業
を短い期間で処理するといふことはなかなか難
しゅうございまして、十五年計画でやれば
これは可能であらうといふふうに考へておりま
す。ただもう一つ、財源的な面から申しましても
特別会計で処理をいたすことになれば予算面でも
可能ではないだらうかと思ひます。

これにつきまして具体的に今どういふふうにし
て進めていったらいいかということにつきまして
は、今のところ十五年計画で、最初の二年間は
いわばシステム開発とかプログラミングの作成とい
うふうなところを中心に行ひまして、あと十三年
間で個々の登記所の移行作業を進めていく、それ
もなるべく繁忙庁、そういうところから始めてい

く方が効率が上がるであろうということで考えておる次第でございますが、それを例えば六十三年度には何年でこの庁をやるかというようなところまでは今現在の段階では決めておりません。実はこの法律の第五條の二項にもございませうけれども、そういうような点につきましては非常に影響するところが多いでございますので、民事行政審議会の御意見も聞きながら細目をだんだんと固めて具體的な計画にまとめ上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

○柳澤鐵造君 全部の総予算がどのぐらいかというの。

○政府委員(批田田泰助君) これも特別会計の創設に当たりましていろいろな試算をいたしました。四千億ぐらいという試算も出ましたし、あるいは四千六、七億ぐらいかかるのじやないかというふうな試算もあるわけでございますが、一つにはコンピュータの機械というのが年々技術開発されてまいりまして、実質的にはコストダウンになるという傾向もございまして、それから、移行政業のやり方につきましても、現在板橋でやっております移行政業をもう少し簡便にやる方法はないだろうかというふうなことも考えなければなりません。そういうようなことと、それから作業の年次を長くいたしますと、ランニングコストも入るとの話でございますので多額になります。短くすればその分は安くなるわけですが、そのかわり単年度の経費が多くなつて手数料の関係ではまたね返りが出てくるという可能性もあるからちゅうちょせざるを得ないというふうな、いろいろな要素の組み合わせでございますので、今まではっきりした全体像というものは出ておりませんけれども、四千億円の経費はかかると見なければならぬというふうに思っておりますところでございます。

○柳澤鐵造君 今大変大事な、コンピュータ化によつてコストダウンする、また長過ぎれば長過ぎただけ経費がかかる、短ければ設備投資に金がかかるかといつて、その関係で次にお聞きしたいの

が、いわゆるコンピュータを導入しての経済性です。今までの、これはもう甲号、乙号別に分けなくても構いませんから、甲号のは登録税といふんですか、入ってくる。それが乙号で手数料が入ってくる。その四十年、五十年、五十八年ぐらいでそれがどのぐらい収入があつたのかということですね。それで今度はコンピュータを入れるとリース代なり、建物を建てるかどうかはさておいて、施設のそういう整備をするお金がかかる。その辺でもつてバランスシートがどういふふうになるかというふうなところになつてくるのか。それで、これだけのことをおやりになつて、今も言われまして、コンピュータ化によつてかなりのコストダウンになるんですから、よもや手数料なんかの値上げということはないかと思ふんですけれども、その辺についても含めてお聞きをしてみたいんです。

○政府委員(批田田泰助君) 費用効果の面につきましては、コンピュータを導入した場合に今どういふ経費が削減できるかということで考えなければならぬわけでございますが、この点につきましては現在板橋の出張所におきまして実験をやっておりますけれども、対象の量が少ないものでありますので、対価の数字をつかまえるというふうな面ではデータ不足でございます。しかしながら、コンピュータに移行をいたしますその過程におきましては、移行政業のための経費というものが非常に多額のものがかかりまして、これは二千億以上かかると思ひます。この経費は費用効果の面からいいますと、二十一世紀になつてからいけば償却に回すべき金だということにならうかと思ひますので、ここ当分の間はむしろバランスシート上は持ち出しが多いというふうに思ひます。これは国の予算としてはそういうことにならうかと思ひます。

ただ、これは金銭に直ちに計算はできませんけれども、例えば現在窓口においてになつておられる申請の方が二時間、三時間というふうにお待ちになつておられるのが二分ないし五分で済むと

いうことになりまして、国民全経済的に見ました場合には、その待ち時間というものが不要になるということからくる経済効果というものは、これ計算できませんけれども相当大きな利益であらう。そういうふうな面を全体から考えますと、国民全体としては費用効果はバランスがとれるのではないかと、そういうある意味では樂觀的なことを考えておりますが、数字的な意味で申請人の方を含めたバランスシートはもちろんちよつと出しにくございまして、役所だけの予算の面で申しますと、当分はむしろ持ち出しが圧倒的に多くなつてくることにならうかと思ひます。

○柳澤鐵造君 それはさっき言った中の甲号の登録税、乙号の手数料の四十年の間の年間でどれだけの収入があつたのか、それから五十年、五十八年のところでよろしいですか、ちよつとその数字を挙げてくれませんか。

○政府委員(批田田泰助君) 手元の資料では昭和五十年からということになりますけれども、五十年の登録免許税の歳入額が二千五百三十九億六千六百万円でございます。五十五年になりまして、五年後でございますが四千七百四十四億五千二百万円、それから毎年の計算になります。五十六年が四千五百五十四億五千九百万円、五十七年が四千六百二十四億四千九百万円、五十八年が四千八百二十九億一千八百万円ということになっております。それから手数料は五十年が九十四億四千六百万円、五十五年が二百二十八億八千四百四十六万、五十六年が二百三十二億五千三百万円、五十七年が二百三十八億六千六百万円、五十八年が二百四十三億九千五百万円でございます。

○柳澤鐵造君 移行政業の経費に二千億もかかる。今局長は持ち出したと言ふ。それで毎年毎年今のよう登録税だけでも四千六百から八百億、もうことしあたりは五千億になるわけなんだから、そういう点からいって、持ち出したと言ふんだから、その辺のところにさつき私が冒頭言ったように、皆さんの法務省の御都合ばかり考えて物の判断をなさつていらっしゃるんじゃないんですかとい

いたくなるんです。そういう意味からも次にお聞きしたいことは、さつきも言いましたようにコンピュータ化することによつて法務局が便利になる。それから住民側のメリットは何かというのには、先ほど言われたように、それは行つて二時間も三時間も、長いところは四時間も待たされたのが二、三分ですぐ住民の方もいただけるようになった。その辺は私はメリットだと思ふんです。しかし局長、考えてほしいことは、今まで二時間も三時間も四時間も待たすようなことをしておつた、そういう行政が悪かつたわけでしょう。自分らの都合で、国民が窓口へ来たつて、幾ら待たつていようがそんなことをへとも思わないで扱つてきた。そこが間違ひだつたんでして、ですからそういうことを考えて、移行の経費が二千億かかると言つたつて、相当な手数料、登録税入つてくるんですから、それで法務省の側としてもいろいろと事務が便利になつてぐあいがよくなるんですから相当なメリットがある。そういう点から考えて、もう少し法務省側のメリットばかりじゃなくて、住民側にもこういうメリットがという点でどういふことをお考えになつていますか。

○政府委員(批田田泰助君) 住民側の点から申しますと、まず窓口においてになりまして余り待たないで用件が済むようになるであらう、これは飛躍的になるであらうという点が最大のメリットだと思ひます。それからもう一つは、それに伴つたところでございますけれども、窓口においてになつた際に、渋谷での特徴をこらになつたと思ひますけれども、ああいうふうな状態ではなくて、板橋と比較されるとおわかりだと思ひますけれども、銀行の窓口というわけじゃございませんけれども、非常に落ちついた雰囲気、対応ができるようになるということ、それから職員側の方でも窓口で大混乱というものが解消されますので、いろいろな面で対応が今よりは時間をかけて、そして個別的に対応ができるようになってくるであらうというふうに思ひます。

私が了解したからといっておさまるものじやなくて、これは大臣、この間、板橋へ行ってきつと出てくるのをなにしてもらって来たわけだけれども、しかしこれは明治のころに始めたものでしょう。あのころは字を書けない人がたくさんあった。それから今言われるように、いろいろごまかされて大変な国民の財産が人になされてはいけなくて、いって、そういうものを保護することも考えて、言うならしち面倒くさいものをつくったんです。しかし今日、お月さんにまで人間が飛んで行く時代になって、それは百年昔のあのとき考えたことを後生大事に、これがあれなんだといって何でこれにしなければいかぬのですか。

さつきも言ったとおり、税務署だってみんな自分で行って確定申告ができるんですよ。子供が生まれたらといって、結婚したといってみんな自分で行って役所なり市役所へ行つて、それでそこでもってちゃんと戸籍のそういう手続は踏むわけでしょう。恐らくこれだけじゃないですか。だから、そういうことを皆さん方がこういうものは当たり前なんだというふうにお思いになつていて、このころ、その頭の切りかえをしていただかないからだめなんですと言ふんですよ。その頭の切りかえをまずおやりになるお気持ちがありますか。そのころをちょっとお聞きしておきたい。

○政府委員(枇杷田泰助君) 登記の手続を考えます際には、ただいま御指摘のような視点でものをとらえていくことは大変なことだと思ひます。それは私も十分肝に銘じておりまして、従来からもそういう面での手続の簡素化のことは考えてきたつもりでございしますが、ただ、何分にも重要な権利関係を公示するということがございまして、厳密な手続が一方でなければいけないというところがどこまで省略できるかということのジレンマがあるわけでございまして。そういうことでございまして、今後とも法律の改正をする際にはただいま御指摘のあったような視点での見直し、一つでも二つでも簡易化できないかという視点での検討は加えてまいりたいと思ひま

す。
○柳澤謙造君 局長、そういう安直な答弁さるからよくない。今切りかえをやるわけでしょう。そうしたら新しいコンピュータを入れて、そのころにどういふスタイルのものをを入れるかというのを覚えておけるわけだから、そのときに、こんなしち面倒くさいのじやない、もう少し合理的なものにできないかということも、もしもおやりになるなら検討してやらないと、これ言うならば全国二百カ所が仮に二百でも三百でもそういうところまできつた、それでこれから十五年かけてやっていくという形になつたときに、途中でそんなこと変えられますか。そんなことはできないんですよ。

○政府委員(枇杷田泰助君) 私、御質問を誤解しておつたのかも知れませんが、私が先ほどお答え申し上げましたのは手続の方の点について申し上げたのでございまして、登記簿の関係、今お示しの謄本は登記事項をあらわしているものでございしますが、その登記事項につきましては、これは権利の主体と権利の内容それから権利の取得原因、それだけは最小限表現いたしませんことには登記としての意味をなさないとになるわけでございします。それをいかに簡潔にわかりやすく登記事項を表現するかということが百年かかって現在のようになつておるわけでございます。それ自体でも相当簡素化してはおりますけれども、どちらかと申しますと、もうこれ以上は切り詰めるところはないというふうなぐらい、そういう面では整理しておるつもりでございします。なお工夫の余地がないとは申しませんが、極めて簡単になつておると思ひます。

問題は、甲野太郎という人が今度はこの土地の所有者になつたとか、どこその金融機関が何千万円の抵当権をつけたとかというふうな関係の登記を実現していく際の申請人側の手続の問題が私は先ほど御指摘になつた点の主眼点だろうと思つてお答えをしたわけでございしますが、その点につきましても、虚偽の登記ができてしまつた場合

合には、これは取り返しのつかない事態にもなるわけでございますので、最小限本人といひますか、登記することによって不利益になる者、売買の場合には売り主、それから抵当権設定の場合には設定者、そういう人が間違ひなくその登記を申請しているのだということを確かする手段だけは講じておかなければならないという原則がございします。しかも大量な事件を処理いたしますので、裁判所のように一々本人を審問したり証人を立てたりするといふことができませんので、形式的な書類でそれを担保するという方法を一番簡潔な方法でしたらどうかというところが絶えず私どもの課題でございまして、そういう場合に、一万人に一人おかしなことをする人があるために、あとの九千九百九十九人にどれほどの負担をかけるかということが妥当かといふふうな関係で常に悩みながら、できるだけ簡素化していくといふふうな方向での視点で問題をとらえておるつもりでございします。

ただ、先ほど申しましたような厳格性というものの間で、非常に私も苦しむわけでございしますが、おつしやつたような御趣旨の視点は大変大切なことだといふふうに思つておりますので、そういう面ではこれからできるだけの努力をしていきたいといふふうにお答えをした次第でございします。

○柳澤謙造君 一人悪いのがいて、その事故防止のために一言で言えば九千九百九十九人に大変御迷惑をかけるけれども我慢してくれといふことですね。そのところを、今は裁判だつてそれでしよう。疑わしきは罰せずといふことだ。あれは神様だけしか知らないんで、実際はやつたかも知れない。しかしいろいろ調べても、どうしてもそれが犯人だとわからなかつた場合には疑わしきは罰せずといふそれは無罪にするんでしよう。だつたら、一人悪いのがいてかわからぬけれども、九千九百九十九人のことを考えたならば、この九千九百九十九人がやりやすいことを主体に置いて、それで一人の悪いのがいたら、そい

つはとつつかまえて、そうして、そいつは起訴して裁判にかけるといふことじやないんですか、今日は。

午前中も、寺田先生のあれのときも私も私ちょっと聞いていて、機械化して労働密度がきつくなつたかと言つたら、いや、なりません、緩くなつたと言つたか何と言つたか忘れまして、緩くなつた、そういう御答弁でした。労働密度は濃くなるんですよ、これはこの機械入れたら。簡単に言つて、汽車になつておつて、普通の特急なり急行でもって三時間走っているのと新幹線で三時間、なるほど同じ三時間汽車に乗つておつたかわからぬけれども、それは普通の特急なり急行に乗っている三時間と新幹線の三時間じや違うんですよ。だからその辺のところを、私は午前中寺田先生のお話聞いていて、あなたの答弁を言つて、やつぱり機械のことを知らないからあつたかという答弁しているんだなと。それじや困るんですよ。

だから大臣、よくないしてほしいんだけど、私は板橋の登記所に行つて真つ先に気がついたことは何かといふと、機械がどうなつていてるかじやないんですよ、あれだけの高度の機械を装置している環境が悪いといふこと。そう言えばあそこは今試験中だからと言ふけれども、あれだけの機械の設備をするというならば、それはあれだけの高度な機械をやるんですから、その機械を大切にやつて使うような、そういう環境の一つの部屋にすることが第一に大事であつて、それから二番目にはそこに働く人たちが、それは何といつたってあつた機械をなしたならば、これはもう労働密度は濃くなるんです。その労働密度の濃くなるのをどうやってきつくならないで、何といひましょうか、働いていただくためにどうするかといふことをこれは考えなければいかぬことで、その辺はやつぱり局長、自分があつたところへ行つて、一日でも三日でも働かしてみるとわかるんですけれども、その辺について、だから私はきつから言つて、どつちかという基本的な姿勢です。

このコンピュータ化については私は冒頭に言ったように賛成ですから、ぜひこういうことをやってほしい。やってほしいんだけど、それは法務省なり法務局の御都合だけ考えておやりになるのは困るんです。国民の貴重な財産であるわけでしょう。しかし、これがきちんとしなかつたら大蔵省だって税金取るのに困るわけでしょう。だからそういう点を考えて、もうそろそろこの辺にきたならば、国民なり住民の便宜を図る意味においてこうしていくんです。いろいろ切りかえていくんですという、その頭の切りかえをやってお取り組みいただかなければならないので、その点最後に大臣の御答弁をお聞きしたいんです。

○国務大臣(鳩山) この登記事務の問題につきましては、御承知のように登記の仕方の立て方というのは一般にこれを利用する人から余り高い評価を受けていないという事は我々も十二分に承知をしておるわけでございます。

したがって、その問題をどうして解決するかという事、そのためにはいろいろな工夫があるのだからと思ひますけれども、長年の蓄積の中で不動産の登記なりあるいは商業登記なりというものが育つて今日の状態にまで来ているわけでございます。しかし、そのままの姿でそれじゃ対応し切れるのかといったら、もうとても対応できない。そこで、これを解決する道は何かということいろいろ模索をした結果が、これはもうやっぱり電子計算機によって磁気ファイルに入れて、そして対処するより方法がない。逆にそれは役所側の対応だけじゃなしに、また利用される皆さん方のお立場というものを十二分に酌んでやらなければならぬことは当然のことだと思ひます。

御承知だと思ひますが、今乙号関係の橋本を一ついただくと平均で四時間近い時間がかかる。そんなべらぼうな話というのは私は本当によろしくないと思うのでございます。これを今度板橋で実験をやっているという関係から見ますと、これは二分半か三分ぐらいで橋本が出てくる

という制度になるわけでございます。反面いいますと、これは逆に法務省の中を考えた場合、それだけの間いろいろな意味で苦勞して働いておるわけでございます。それが一つのコストになっておるわけですから。そういう両方の側面に私は問題があるということがこの制度に踏み切った最大の理由だろうと私は思つておるわけでございます。

登記の内容あるいはその手続等についてはいろいろ苦勞もありましようけれども、私は現在の登記をされておるいろいろな事項の内容から見まして、これは何とか工夫がこらせないものかという努力を随分中でもやっておられるように聞いておるんですけれども、なかなかそのぎすぎすの段階、簡素化していく面も非常に多いのだからと思ひます。とりわけ日本語で事務を処理するものから、アルファベットだけで問題を処理するところとは違つたわけでございまして、そういう意味で非常に難しさがあることは事実だろうと思ひます。

いづれにしましても、こういう大きな計画をやる場合に非常に大切なことは、役所側のことだけじゃなしに、やっぱりサービスを受けられる皆様方の立場というものを酌んでやることであるといふことは私も当然この問題を考えるときに最重点的な事項で事務を考へておるわけでございまして、またそういう意味でこの制度に踏み切るのには、百年に一週の大改正でやるわけでございまして、今後二年間精いっぱいいろいろな意味で工夫を凝らし、コンピュータ化の問題だけじゃなしに、総合的に、何というか、評価委員会の中でもいろいろな部門をつくつてそれなりに勉強を積み重ねておるわけでございまして、それからがうまく動くような努力を勝ち得て、あと短期間の間にどうしてうまく処理するかという事を精いっぱい努力して考へていかなければならぬと思ひます。

ただ、こういう設備を入れるということになりますと、今まで人件費に非常に重いウェイトのある仕事の立て方であつたらうと思ひますけれども

も、こういう機械を入れるということになればそういう資本費用というものが程度重なるわけでございまして、そういうときのバランスというものをよく考へて、きちつとした制度を早期につくるという考へ方で、そうした場合に事によつたらた単に手数料やあるいは一般会計からの繰り入れというようなことだけじゃなしに、時期によつては、あるいは借入金をやつても措置をした方がうまくいくのかいかなのかとか、そういうような工夫も入れてこの問題は考へていかなければならぬ。何よりも、御指摘のようにこのことによつて最大の利益はそれを受けられる皆さん方にあるんだという気持ち、そのことが逆にこちらへ打ち返してきても非常に意味があるんだという、そういう認識で事務を処理していかなければいかぬというふうにしておる次第でございまして。

○橋本教君 続きまして私から質問させていただきます。事務の性質上、民事局長一人で答弁を引き受けられて大変お疲れだと思ひますが、いましばらくよろしく願ひしたいと思ひます。

端的に言ひまして今度の法案は、今まで板橋でおやりいただいておりました登記コンピュータ導入のパイロットシステムがはじめてがいつたといふことで、本格的な導入をやる、そのための道を開く法律的措置だと、そういう法案だといふように理解をしてよろしいかと思ひますが、間違ひございませんか。

○政府委員(根田泰助君) そのとおりでございます。

○橋本教君 この法案が通りますと、法務大臣は登記所を御指定になつて、その指定された登記所がまさにこのコンピュータシステムによる登記業務をやつていくことになるわけですが、当然のことながら第一号に指定されるのは板橋の法務局だろうというふうに思ひますが、それはそのとおり間違ひないわけですか。

○政府委員(根田泰助君) それは板橋が第一号になります。

○橋本教君 その板橋が第一号として法務大臣の指定を受ける、その時期は大体いつごろだという見当で作業を進めてまいらうか。

○政府委員(根田泰助君) 板橋の場合にはいよいよ現状追認的な指定ということにならうかと思ひます。したがひまして、この法律が成立をいたしましたならば余り日を置かず指定をするということにならうかと思ひます。

○橋本教君 そういたしますと、今年中にも指定されるというように伺つてよろしいわけですね。

○政府委員(根田泰助君) そのとおりでございます。

○橋本教君 といふことで、いよいよ本格導入が始まるわけですが、何しろ局長も先ほどからおつしやつておられますように、登記業務というのは大変な数だし、複雑で大変な仕事でありますから、これを本格的にコンピュータに移行することについては、まことに大作業であることは言うまでもないわけですが、全国で千二百四十九の法務局登記所がございまして、これを全部やるということについては一体どういふような基本構想でいくのか、そこらあたりは踏まえておられると思ひますので、先ほどからいろいろ話が出ております十五年とか、十年とかといふ話になるわけですね。

そこで、もう一遍この基本構想を伺ひますが、どういふ基準で、どれぐらいの年度で全部やつてしまへるという構想をお持ちなのではないですか。

○政府委員(根田泰助君) 現在持つております考へ方といたしまして、十五年計画で完了をする、そのうち当初の二年間はシステム開発、それからプログラミング、それから中央の開発センターという施設の建設といふことが中心でございまして、あとは板橋出張所を全庁移行を進めるといふことが並行して行われます。ですから、したがつて移行作業は十三年間で行うといふふうに考へておるわけでございまして、その移行作業のやり方といたしましては、一つ

の原則はなるべく効率のいいといいますが、そういう面からとらえて、事件数の多い大登記所から始めていく方がいいのではないかと考えています。それから、移行の作業量と申しますのは、戸数よりは不動産あるいは会社の要するに個数が作業量としては基準になるわけでございます。ですから、その作業量がほぼ十三年間均等するというような形でやるのが適当ではないか。それをあるところで集中的にいたしますと、そこで経費がふくれていくということになりますと特別会計の歳入歳出の関係のバランスが崩れるということがあろうかと思ひますので、大体作業量は平均的にするように考えるというような面要素で考えたい。

それから、これは派生的なことでもございすけれども、先ほど中山委員から御質問ございましたように、現在民事法務協会というところから派遣職員が来ております。そういうところが一挙にコンピュータ化になりますと、そちらの方の問題もございすので、そういう面で若干の配慮は必要であらう。それから、ある地域に固まりますと、移行作業をする場合の点検作業というものも、これもばかにならない事務量がございす。それを相互の登記所で応援し合うというふうな体制も考えなければいけない。そういうふうなことも織り込みながら六十三年度には何庁とこの庁、六十四年度はどうするということを決めていくということになっていくかと思ひます。

○橋本教君 今おっしゃった六十三年度にはどの庁を何庁、六十四年度にはどの庁を何庁という具体的なプログラムはまだないわけですか。

○政府委員(批田田泰助君) まだ持っておりません。そういう関係につきましてもこの法律の五条二項の民事行政審議会の方の御意向も伺いながらしていきたい、これは役所側の都合だけではございせんので、申請人側の方にも影響のあることとございすので、そういうことでやってまいりたいと思ひております。

○橋本教君 そうしますと、各年度ごとの具体的な

な計画がないことはわかりましたが、資料として、午前中もお話がありました評価委員会ですね。あの評価委員会に出されております登記制度コンピュータ化十五カ年計画、それから労働組合も討議資料の中に同じものを入れているのであります。これによりまして六十三年度は六十二、六十四、六十三、六十四というところで、七十四年度まで二百四十九戸という数字が各年度未繰動戸数というところで書き入れられてある資料がございす。その中で書くと、これは一応の試算資料という程度のものでと理解してよろしいわけですか。

○政府委員(批田田泰助君) これは先ほど来話が出ております全体の経費を試算する過程で一応割り振つてみたということとでございまして、これが私どもの具体的な計画として持つておる数字ではございせん。

な計画というのには法務行政の中でも非常に大事な部分に属するし、法務委員会としても関心を持たなくてはならぬ問題だし、言ってみれば、この法案が審議されるプロセスで法務省がこういう基本計画を持つておるということも審議の対象に本来ならなつておるべき問題だと私は思ひます。審議会ができれば、さへ何もかも行つてしまつて、その審議を得ればよいということでは、国会の上に審議会が置かれることになつても困るわけ、そういう意味でこの基本計画がまだないというの、一つの本案を審議する上での問題点だということには私は思ひます。

それと関連して、やつぱり予算の問題もそうなんです。先ほどお話出ております十五カ年計画の見込み予算が四千六百億とか四千億とかいふ話がございす。これはどういふ数字ではじき出したものか。確たる確信が持てる数字なのか、一応の試算推定にすぎないのか、さうくばらんに言つていかなければいけません。

○橋本教君 なかなかその具体的な数字を立てるというのはいろいろなデータと条件がありましてから大変だと思ひますが、この進行ぐあいについて五年度の民事行政審議会に漸次図つてつやつやといきたいという御希望があるように今伺つたんですが、そういうことでしようか。

○政府委員(批田田泰助君) 具体的な庁名についてまで一々お語りするということは考えておりませんけれども、こういう基本方針で進んでどうだろうかということでお示しをして、御意見は何いたいと思ひております。

○橋本教君 それは国会には示して審議をしてもらうという予定はないんですか、その計画は国会には出すということじゃなくて、審議会に出せばそれでいいという計画だということお考えですか。

○政府委員(批田田泰助君) これは例えば当委員会です。後でも触れますが、そういう具体的な計画というのには法務行政の中でも非常に大事な

部分に属するし、法務委員会としても関心を持たなくてはならぬ問題だし、言ってみれば、この法案が審議されるプロセスで法務省がこういう基本計画を持つておるということも審議の対象に本来ならなつておるべき問題だと私は思ひます。審議会ができれば、さへ何もかも行つてしまつて、その審議を得ればよいということでは、国会の上に審議会が置かれることになつても困るわけ、そういう意味でこの基本計画がまだないというの、一つの本案を審議する上での問題点だということには私は思ひます。

それと関連して、やつぱり予算の問題もそうなんです。先ほどお話出ております十五カ年計画の見込み予算が四千六百億とか四千億とかいふ話がございす。これはどういふ数字ではじき出したものか。確たる確信が持てる数字なのか、一応の試算推定にすぎないのか、さうくばらんに言つていかなければいけません。

○政府委員(批田田泰助君) これは基礎データがしっかりしておらないといふこと、将来の予測がかなり入つてくるものでございす。十五年先の見通しといふものは非常に困難でございすので、したがって非常に確たる数字ではなくて、大体どれぐらいかかるというふうに見たらいいだろうかといふような漠然とした感じのいろいろな数字方をしてみたいとございまして、確たるものではございせん。

○橋本教君 確たるものではないにしても、また別な資料で、法務省がお出しになつておる「明日を開く登記事務のコンピュータ化」というこれを見ますと、ここには十年間を展望なさつておられる基本構想でございまして、必要資金十年間で約一千八百億と、こう出ているんですね。十五年で四千八百億、十年で一千八百億。これはいかに試算といつても、ちよつとつじつまが合ひにくいなと思ひて私見でおるんですが、この数字はつじつまが合はぬのじゃないでしょうか。

○政府委員(批田田泰助君) この十年間の計画と申しますのは、全国の千二百四十九庁のうち繁忙

庁の四百三十庁でございまして、四百数十庁を対象にして十年間で進めていくということとでございす。したがって、あと八百庁ぐらいが十五年計画になるわけ加わるわけとでございす。それで、このコンピュータ化のための経費の一番金がかかりますのが移行経費でございす。この十年計画の場合の四百十庁というのは平均よりは筆個数は多く抱えておられますけれども、事件数の割合と筆個数の保有数とは全く違ひますので、したがって移行の経費と申しますのは残り八百十庁については相当の金が、要するに四百数十

分のまあ倍まではかからないかもしれませんが、相当多額のものになります。それから十五カ年計画といふことになりまして、その十年間で移行した分につきましても五年間のいわば運用経費、ランニングコストと言つた方がいかもしれませんが、そういうものが五年分加算されるということになつてまいります。そういうこととから、十年計画を十五カ年計画にして移行の対象を全国に広げたといふことからその四千億といふふうな試算ができるわけとでございまして、それは千八百億の試算と四千億の試算とは、何と申しましようか、全く違ふ根拠で計算したものでございせん。

○橋本教君 いずれにしてもそういうとらえ方、考え方といふことの問題であつて、具体的にどれだけの金が本当に要するのかといふ、そういう予算計画まではまだ到底立たない段階だといふことと

○政府委員(批田田泰助君) そのとおりでございす。

○橋本教君 そこで見込みとして、特会になつてきたわけですが、五十八年度の手数料収入が二百四十四億、今後この十五カ年計画で単年度平均して手数料収入がどのくらいだといふ見込みを持つておられますか。

○政府委員(批田田泰助君) これも将来の事件数の予測に絡むことでもございすのではつきりした数字はつかまえておりませんが、六十年年度にお

きまして、九カ月で二百四十八億でございますので一年通せば三百億を超えるわけでございす。それが逐年ふえてまいりますので、こゝ、将来三年ぐらいの点で申しますと三百五十億ぐらいなものになるのではないかとありますが、事件数も伸びますし、それからまた作業の必要な経費、それから人件費の問題もございしますので、そういう動向を見ながら将来は手数料の改定もあるいはしていかなければならぬ時期が来るのじやないかというふうな気もいたしますので、現在のところ平均的にどれぐらいの収入というところは考えておられますが、少なくとも四億かかるとすれば、その四億は手数料で賄うべき実費の中に入る。そのほかには人件費とかそのほかのものがかるわけにございすから、四億を仮に十五年で割るとすれば、それだけでも二百五十億ぐらいですが、それに人件費その他が加わりますので、平均的には五百億という数字以上のものがなければ四億の計画は立たないということにはなるかと思ひます。

○橋本教君 そうしますと、基本的な考え方としては十五年計画四億、あるいは四十六億という推定数字にしても、いずれ具体化してくる段階がどうなるか知りませんが、その原則としては、出てくる費用というものは、これは手数料収入で賄うという原則でやっていきたいというお考えだということですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) コンピューターの経費はこれは細かく分けると問題があるかもしれせん。大きく見ますと、これは手数料で賄うという基本方針でおります。

○橋本教君 そこで、明らかにいたしましたように、年次別具体的計画はまだ立てられないし、それから年次別予算も明確に出てこないし、全体としては推定という域を出ないという状況ではあるけれども出費をするということになっておるとい意味において、私は十五年というのとはちかとして、今局長がおっしゃった、当面三年はシステム開発とか運営センター建設だとかいうように

おっしゃるわけで、当面五年とかあるいは六年とかいう短い期間での具体的なこれからの作業計画をお持ちになつていないことは、実際これが始まつて指定するのは第一号は当分板橋だけですという程度では、せつかく法案をつくつてやるというのにはちよつとそれは将来漢とし過ぎて、これは本當に国会で審議をするについてはちよつと漢とし過ぎるのではないか。そういう点で法務省はもう少し詰めた計画を持つてこの法案を提出するということにすべきであつたのではないかという気が私はするんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 確かに御指摘のような面があることは否定し得ないと思ひます。私も立てられるものならばその具体的な計画あるいはそれに必要な経費というものを積み上げて、資料として御提出すべきだと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、非常に未確定な要素が現段階では多うございすので、いろいろな計算もできるわけで、しかも十五年先でございすので、当初の数字をちよつと違え、あるいは伸び率のパーセンテージをちよつと違えてしますと、先になりますと非常に大きな乖離差が出てくるというところでございす。したがつて、余り無責任なような数字をこれで決まりでございすという形で出すことは、かえつていかぬのではないか。しかも移行作業のやり方とか進め方などについても、これから審議会の御意見を聞いてするといふふうにはこの法律でもなつておるわけにございすので、余りびしやつとした計画をこの場で立てて、それでも確定だといふふうに申し上げるのはいかかといふような面もございす。

したがつて、非常に漠然とした話を前提としてこの法案を御審議いただくのは恐縮な面がございす。この法案の一番主たるところはコンピュータの方向を進めることを考えてやれといふその五条の一項に一番中心があるわけにございす。そういう方向をこの法律でお決めいただいて、その上で私どもはこれに向かつて最も効率よく

く最も経費がかからず、したがつて最も国民の負担を少なくして、いい制度をつくつていくということとを短期間の間に努力していきたい、それをまた役所だけではなくて審議会の意見も聞きながら決めていく、そういう方向をこゝではっきりと決めていただくとこにこの法案の一番の意味があるといふふうには理解をしておる次第でございす。

○橋本教君 それは局長の立場で、この法案がそういう構想になつていますので、そういうところに力点を置いておつしやるでしよう。しかし我々国会サイドから見ますと、莫大な費用、それからこれからお尋ねする職員、人員の配置問題も絡めて、しかも登記という国民の権利義務にかかわる重要な事項にかかわる問題ですから、具体的な計画を当面第一次計画としてお持ちになつてゐるのではないか。そのところを明らかにしてゐるから、今のよう質問をしてゐるわけですね。

第五条では「電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならぬ」といふことで、珍しい法律ですけれども、政府が必要施策を講じなさいといふ中身の漠とした、それこそ一般的な義務規定のようなことを課してゐるわけで、その行つていく重要なことに

ついては審議会の意見を聞いて大臣はやりなさいといふことですね。まさに方法論は書いていますから、具体的にどう本格化がこの法律によつて始まるわけで、同時に始まつていくわけにしよう。ですから第一号の指定も年内にといふ話も私は聞いたわけで、そうならば、それだけじゃなくて、この法案の審議に際して少しは具体的なコンクリートな計画でもお持ちになつていらつしやるのが当たり前じゃないかといふふうに聞いているわけですね。

例えば人員の問題も考えてみたいと思ひますが、この法務省のお出しになつてゐる資料によりますと、このコンピュータシステム化の導入に

よつて、このままでは将来七千人以上の人員が必要となるけれども、これが円滑に機能した場合は「十年後には約千五百名の人員で足りることになります」といふように書いてありますが、これも十年計画ですからまだ全部千二百四十九庁に行き渡りませんね。十年後といふと残りやがやばり八百庁ぐらゐに残つてゐるわけですが、その段階でも千五百名の人員で足りることになるのですか。この千五百名という内訳は、これはまさに正式職員だけ千五百名という意味ですか。どういふ意味なんですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) そのパンフレットの絵は、特別会計の必要性を一見して御理解いただくために、いわば絵で少し大ざつぱな表現をしたわけにございす。その考え方といひますと、その絵の真ん中にあります大きな人形の形は、十年後までに過去の事件数の伸び率を掛けていきましたと乙号事件は倍ほどの伸びがあり、それをこなすのに必要な人員といふのをいわばノルマ的に計算をいたしますといふいう人員が必要ということになるわけにす。それがコンピュータになりますと、板橋の実験をした結果によつてのわずかな時間測定で計算できまして、これぐらゐの人員で足りることになる、したがつて絵で見ればこの程度の手を必要としないといふ効果が出てきますといふことで、大ざつぱにあらわしたものでございす。

しかしながら、人手が要らなくなるというのものは板橋のごくわずかな経験に基づく時間測定的なものでございすので、それが全庁に応用した場合にはそのとおりになるかどうかはわかりませんから、ともかくその表で申します限りにおいては、その定員職員がそれだけの人数があれば、乙号事件の対象庁ですけれども、対象庁についてはその人員で処理できることが計算上は可能といふことが一応出ますといふことをあらわしたものでございす。

○橋本教君 現在、非常勤職員、部外応援、これはいろいろあるんでしよけれども、どのぐらゐお

られますか。総数で、正式職員以外。
○政府委員(枇杷田泰助君) これは部外応援、部外委託、それから臨時職員、日によって違いますけれども、平均的に申しますと毎日毎日の段階で三千人近く、三千人程度の者は優にいると思います。

○橋本教君 かなりの人数です、この問題については労働条件にもかかわるし、部外委託者のその側の労働条件にもかかわるから、労働組合との間で昨年の十二月にも百二十庁の範囲で部外委託は認めるといふような合意があるように聞いておりますが、そうですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 部外委託は、組合との間では百二十庁程度はやることにしようといふような話し合いができておりますが、現在のところ実施しておりますのは百四十庁でございます。

○橋本教君 ですから、コンピュータ化をすつとやりやすくなっていくというけれども、具体的な年次別計画がはつきりあるわけじゃありません、コンピュータ化はわかりませんが、コンピュータ化を一部進めながらということでもあつても登記事件の増に対応していかなくてはならぬから、三千人だとおっしゃっているこの数字は、当分は、何年かわかりませんが何年かはふえ続ける傾向は避けられないのではありませんか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 事件数がこのままの状態では伸び、また現在の状況のままで何らの手当てもしなければそういうことになると思います。

○橋本教君 だから、それらの職員をコンピュータ化によつてあつさり全部を切つてしまふ。十年後には正式職員千五百名だけでいいんだといふように組むのはなかなか行政としてはやうてはならぬし、やれないうちです。いろいろなことを考えていかなくてはいいけない。だから、そこで働いている人たちの権利問題、生活問題、そういうことも含めながら、もう要らなくなつたからどうなつてもいいですよといふように簡単にいいけないので、そういう人たちの労働条件も十分に勘案しながらこの問題は処理しなくてはならぬ

という難しい問題があると思いますが、その御認識は持っていたらいておられますでしょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 確かにおっしゃるような問題がございますので、私もこのコンピュータ化を進めていく場合にはその点について十分配慮をしなければならぬと思つてます。一番簡単に解消ができておられるのは、調査士の事務所からの応援というの、これはいつても解消できると思つてますが、あと雇用関係に立つておられます臨時職員であるとか、あるいは協会からの派遣職員につきましては仕事はなくなつたからさうなうけにわけにはまいりませんので、先ほど中山委員からの御質問にも答えましたけれども、その点につきましてはコンピュータ導入の進め方あるいはその人たちの受け入れ先というものも考えながら進めていく必要が十分にあると思つております。

○橋本教君 今の点、局長の御答弁は非常に大事なことであるし、今後ともそういう建前というのは大事に守つていかなくてはならぬ大事な問題でありますから、大臣にもその点をお答えをいたしたいとおきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(嶋崎均君) 御承知のように、先ほど民事局長から説明しましたように現在外部応援を非常にたくさんいただいで、そういう中で何とかしのいでおるといふのが実態であるわけでございます。したがって、そういう点は十分今後の問題を考えていいたときに配慮をしていかなければならぬ問題だといふふうには思つております。

とりわけ、御承知のように今板橋で実験的にやつております。また、そういう実験がなければ実はコンピュータ化を進めていく基礎のいろいろな考え方というものはできないわけでございます。そういう意味で先行的な意味を私は持つておると思つてございしますが、それも全部完全に動き出すといふようになるのはほとんど二年かかるのではないかと私は思つておるのであります。しかも二年後から登記法の改正をやりまして

全体的に広げていくという考え方をとるわけでございますから、それまでの間は今の窮状をどうしてしのぐかといふことを考える場合に、ある程度の人員の補充といふことはもう考えざるを得ない問題だろうと私は思つておるわけでございます。それ以後におきまして、十三年でやると言つても繁忙庁からやるといふなら六十庁から七十庁ぐらいのところはスタートする場所としては一つの限界だろうといふふうには思つて、そういうスタートをやつていくと、また地域的にもいろいろなバランスといふものを考えてやらなければならぬといふようなことになると思つてます。

そういうことを考えてみますと、人員削減問題というのは、その図示されたところで非常にショッキングを受けておられるのかもしれないけれども、私は外部的な応援あるいは応援に来ていただく人の新陳代謝等十分考慮して運営するならばさう御心配なような状態というのは来さないのではないか。しかも法務省関係のいろいろな仕事、特に法務局の仕事の中には、このほかにも実は例えば地図その他の問題をひとつ考えてみましても、たくさん手をつけなければならぬ部分といふのは実はあるわけございまして、そういうことを十分配慮をして対処していきたいといふふうに思つております。

○橋本教君 わかりました。そこで大臣、今は部外委託の皆さんについても十分配慮をということとを言つたんですが、ましてや、この表で十年後千五百名の人員で足りるというようにも推定だといふお話がありましたが、十年後どうですか、十五年後には八百名で足りるとか千名で足りるとかといふようなことにもならぬとも限らぬといふことで心配して申し上げた。そこで、このコンピュータの導入といふこのことを理由にしまして、現在ある正式の職員については人員が余剰だからといって削減し解雇をするといふような事態は、今おっしゃつたようなお話からもこれは引き起こさないようにするといふことはお約束いただけると思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(嶋崎均君) 遠い先までのところというのはなかなか見通しできないところでございますけれども、先ほども御説明申し上げたようなこととでございますので、私は、急にせつかくコンピュータ化するわけですから何らかの能力が上がるようなところもなければいけないし、それによつて対処しなければならぬ局面もあらうといふふうには思ひますけれども、しかし、そういうことを考えでみましても、さう深刻に人員削減といふようなことを今念頭に置くべき状態といふのは考えにくいのではないかとこのように思つております。

○橋本教君 考えにくいのか、そのうち考えやすくなるのか、いろいろあるんですが、要するにコンピュータの本格的導入によつて法務局の正式職員をこのことを理由に余剰ができたからといつて削減、解雇するといふようなことは、これはやらないといふ方針で臨むということ、大臣の決意として何つておきたい当然のことなんです、もう一遍そのことを答えていただけたらぬでしょうか。考えにくいということじゃ私も納得しにくいわけでございます。

○国務大臣(嶋崎均君) その辺の説明どう言つたらいいかわかりませんが、やはり乙号関係のところは先ほど来も御説明しましたように平均に四時間もかかつておる、本当に完全にその切りかえができるならば二分半とか三分半でできるといふようなことになれば、そこでその能力が上がるということ、そういうことは当然考えなければならぬといふふうに私は思つておるわけでございます。そういう事態になるまでに相当の日程がかかるわけでございますし、そういう中ではいろいろな新陳代謝といふものもあるだろうといふふうには思ひます。

ただ、法務局の中を考えると、今後一、二年はそういう状態といふのは実現するはずはないし、その後の先を考えると、どうも私が十五年先まで全くないと言つてみても余り約束にはならないことで、やっぱり実態をよく見て現実的な対応をしていかなければならぬ。そういう場

合に、今の乙号事件だけが仕事ではないわけでございまして、いろいろな意味で法務局の仕事の中にはやらなければならぬ面もあるわけでございましょうし、また、この事件の伸び方というののもどういふ姿になっていくかということも十分予測ができないところもあるわけでございまして、今五%なり六%なりというような勢いで乙号なんか伸びておりますけれども、こういう行き先がどういふことになるかというようなことも、うんと先までその見通しはつかないでしょう。しかし、この五年や六年の中で人員整理をすぐその部面についてやらなければならぬというようなことにはならぬと思っております。

○橋本数君 なかなか大臣も慎重な御答弁をなさるわけで、慎重な御答弁なさるだけに将来にわたって人員削減の不安というのがやっぱり私はまだ抜け切れないでついて回るんです。法務省のおつくりになったけれども、十年後には約一千五百名の人員で足りると、具体的な根拠とか数字なくして一応の推定的にこうおっしゃるという、そういうことはある意味では不安を及ぼすし、ある意味では無責任なことにもなりかねぬというので私ははつきり聞いていますね。大臣がどうおっしゃるうとも十年後には千五百名で足りるんですよと法務省が書いていけば、これはやっぱり人員削減という問題をもっと詰めてはつきりしておかなくてはならぬという問題に当然なるんじゃないですか。

ここで、大蔵省長くお待たせいたしましたして、来ていただいておりますが、今度の特会ということについて、大蔵省が法務省の要望を入れて御承認になった、その登記特会を創設していただいた理由が、どういふ点を踏まえて創設に賛成をされたのか、どういふ点で踏まえて創設に賛成をされたのか、その点がいままでお話を聞きたいと思っております。

○説明員(吉本修二君) 私も登記所の現場を見させていただきましたが、登記行政の現状がいろいろ御説明を受けるにつけ特にひどいということで、

いろいろ合理化を図らなければならぬ、このまま放置するとさらに件数がふえるし現場が大変なことになるということで、一刻も早く対策を講じなければならぬ、その解決法というのはやはり機械化、コンピューター化しかないということでございます。

その点に関して、長らく法務省の方でパイロットシステムを使われて御研究されてきて、そのめどが立った、今回、本日御審議いただいているような法案まで用意して、そういう方向に進むという御決意までされた、こういうことでございまして、そのための所要財源も受益者負担の考え方によって確保していく、それを一般会計の中でやるということになると、また非常にそこいらの関係がうまくいかないというようなお話も伺いまして、やはりこの機会に、従来からももちろん事務改善とかいろいろやってきたわけですが、一般会計の中でやってきたわけでございます、こういう一つの大規模な改革の機会に特別会計をつくるというには十分の合理性があるというようなことで種々検討をいたしましたけれども、やはりつくべきであらうという結論に達したという次第でございます。

○橋本数君 今のお話をもう少し深めて伺いたいと思ひますが、そういうことで一つは根本的にコンピューター化による改善ということとやらなくてはならぬという必要性を認めていただいた。そこで、一つは今おっしゃった受益者負担という原則に基づいて、その費用は手数料で原則として賄っていくという、こういう方向でそれは認めることができる。これが一つ。そういうことで、このことをやっていけば将来の効果として予測される、このままでは大変な人員増が必要ということではあるけれども、このコンピューター化を進めれば、それに対応して人員の将来にわたっての縮小、今言った登記委託関係を含めあるいは職員数も含めて、その面でも将来歳出のカットという方向で協力ができる条件ができていくのではないかと、ということも展望されたのではないかと私は思うんです。

が、この二点はいかがですか。

○説明員(吉本修二君) 御承知のとりの財政状況でございまして、挙げて行政改革に取り組んでおるところでございます。そういうふうな観点に立ちますと、事件数がふえる、そういう事務量がふえるという状況の中でも、全体の総定員法の枠内で定員管理をやっていくという考え方に立ちますと、なかなか増員も現実には厳しい問題がある。やはり合理化を図って、機械化を図ってそういう行政需要の増に対応しなければならぬ。さらに、よりうまくいけば現在の定員以下でやれることもそれはあり得るであらう、そういうような結果出てきた人員というのはより新しい行政需要の分野へ回していけるという、これは全体の定員管理の考え方でございます。

そういうような観点で種々のいろいろな議論もいたしましたし勉強もいたしました、現実のコンピューター化計画というものは具体的に一体どうやっていくのか。これから検討するというお話でございますから、なかなか具体的な数字は出てこない。ただ現在四時間も平均して、あるいは長い人ではもっと待つようなこういう謄抄本の交付事務というものが機械化によりますと三分なり五分でたばたと出てくるというようなことでございしますから、感覚的にはかなりの大幅な合理化ができるというところは当然予測されるわけでございます。また、そういうことを行って増員の今後の必要量を減らすことができる、あるいは定員を減らすことができるというところは、まさに国民の側に立ちますと全体としての負担の軽減なり行政サービスの向上という観点で非常にプラスでございしますから、そういう観点に立つ行政改革というものにまさにつながるというようなことで非常にいいことであらうというふうにご覧いただいております。

ただ、実際問題としてどういふふうになっていくのか。特にコンピューターというような話を伺うと、非常に膨大な計画、事務量になりますから、とても十年、十五年先まで私どもとしても見通す

力はございません。御存じのとりの財政事情で、私ども単年度主義でやっている状況でございしますから、ある程度中期的な展望は持たなくては行けません。が、一体どの程度の効果が出てくるか、これはまず第一的にやはり法務省の方で最も効率的な仕組みを考えていただいて御検討いただいた上で、私どもは相談にあずからしていただいて毎年度検討していく、こういうことでございします。

○橋本数君 どちらにしても、今私が指摘した二点の問題というのは、この法案とも絡んでまだまだ問題として残っていくわけなんです。そこで局長、手数料のことに伺いたいと思ひますが、この第三条によりますと、問題の手数料は、これは第三項で「物価の状況」、それから「実質その他一切の事情を考慮して、政令で定める」と、こうなりますね。現在はこの対比いうことで決まっているのかということとの対比でございます、今度は政令で決めるわけですから、言ってみれば手数料法定制の枠を外して大臣の裁量にしていける、こういうことになるので、一つここに大きな問題があるんですが、これは先ほどの十五年を展望したこれからのコンピューター化をやっていく推定予算四千億もしくは四千八百億、それを順次手数料で賄っていくかなくてはならぬという受益者負担の原則からいいますと、まさに政令で定めてそのときどきにそういうことも含めて決めていきたいというこのねらいがここには一つはあるように私は思っています。ですから、ここでは「物価の状況」、「実質その他」という書いてありますが、「その他一切の事情」の中には今後進めていくコンピューター化の費用を原則として特会で手数料で賄っていくという、その枠を踏まえて、そのことも考慮して手数料は決めるということになつていかざるを得ないと思ひますが、その理解してよろしいですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) この法律の三条の三項で決めます手数料というのは並行処理期間中の手数料でございします。したがって、その並行処理の手数料がここで決まり、それから不動産登

記法その他の登記法が改正するまでは各登記法の条文、不動産登記で申しますと不動産登記法の二十一条、ここで決まる。それから改正後は、二十一条を改正して謄抄本制度という名前を残すかあるいは証明制度に直すか知りませんが、それで決まっていくなさるが、いずれにしても政令で決めるということにならうと思ひます。その場合に、政令で定める場合には物価の状況とか実費その他一切の事情を考慮するということとなるわけでごさいます。その場合にはコンピュータの経費、そういうものも実費として考える重要な要素になるであらうと思ひます。

ただ、この法律の三條の三項の場合には、これは並行処理期間中のごく短期間のものでございします。これだけを取り上げて実費計算をいたしますと、あるいはほかの謄抄本よりも高いというふうな計算が出てくるかもしれません、それはその他の事情のところで、普通の謄抄本と手数料の額が違ふというのはこれは奇妙なことでごさいますので、それは合わせていくというふうなことを考えたいと思ひますが、いずれにいたしましてこの手数料の額を算定する際にはコンピュータの経費というものが実費として織り込まれて計算されるということにはなると思ひます。

○橋本教君 私問題指摘したのはまさにそのことでありまして、全体の総予算が十五年で幾らかというのの段階で推定にすぎない。したがって、コンピュータ化に伴って実費を頭に入れたら手数料を決めていくとなると、今度は登記法の改正をやつて、将来は一本にした場合でも政令で決めるというように法務省が任意の裁量で決めやすいようにしていく。これはまさにこの登記特会で経費の調達を受益者負担の原則を貫いていくという建前で、政府の方はいんでしようが、国民側から見れば、それはそれでよいのだらうかという問題が非常にあります。国鉄の場合も運賃法定制を外して大問題になりました。そういうことになりまして、これは国民の側から見ても手数料の決め方というのは、一つは非常

に大きな法律の建前の重要な変更でもあるし、大きな問題を持つてゐることを指摘せざるを得ないわけですが、当面、移行時期には不動産登記法で決まつてゐる部分と、この第三條の三項で決まる部分と二本立てになるわけですが、そういういたしますと、同じ謄本をもち、あるいは閲覧の問題、後で聞きますが、同じ閲覧をするとしても手数料が違ふということも起こりかねない。この問題について、今ちょっと問題のようなことを踏まえて御答弁がありました。もう一度この点を伺ひますが、一本にするとして移行条件のときにどちらに合わせるのですか。この第三條三項で計算した額に旧来の登記関係の手数料も合わせるのか、それとも二本立てで差があつても当分の間は、それはどうですか。

○政府委員(批田泰助君) 登記法で決めます手数料と申しますのも結局は政令で定めるところのことになつておりますので、政令でそのいろいろな事情を考えたから決めていくことになるわけでごさいます。この法律の三條三項と申しますのは、移行作業期間中の臨時的な証明制度でございします。したがつて、この三條三項の手数料がコンピュータの経費の中心財源ということになるわけではございしません。大部分の移行が完了した片、あるいは移行に全く手がついてない片が、これが大部分の片になるわけでごさいますので、その片が片がやはり手数料を決めていく場合の中心のことになるだらうと思ひます。その全体をコンピュータの経費等も勘案をして決めますが、その決めた額をこの三條三項の政令でも同額に決めるという考え方でございします。そうしませんが、この三條三項だけでは非常に小規模で、ならざらぬといふかというところになりますので、そういうふうな考え方でございします。

○橋本教君 わかりました。それで政令が二本あつて、それそればらばらに決めるということでないことがわかりました。そこで、そうなるかと私が指摘した問題として、まさにこれからやつていくコンピュータの経費

を特会で支弁していくことは、全体の手数料で特会に入つてやつていくわけですから、だからそういう意味でコンピュータの費用がずつと高くなれば、そうするとコンピュータ化によつて入力をして、そこから出てくる証明つきの抄本とか謄本とかあるいは閲覧というふうなもの、コンピュータ化のその部分の費用の実費と見合つて考えられるんじゃないかと、その他また移行してないところの部分も今後のコンピュータ化をにらんだ費用に見合うような形で決めていかなくてはならぬということになりますから、将来コンピュータ化されるといふこともあつて手数料が早目早目に上がっていくという可能性も出てくるというふうには思ひますが、その可能性は否定できないのではありませんか。

○政府委員(批田泰助君) これは手数料は全国一本で定めるところの考え方でごさいますので、ある片が移行がされる、あるいは移行が済んで新しい制度で動くということになるわけでも、そこだけ特別な手数料ということになるわけではございしません。そういうことでは全国でならしてしまふわけでごさいます。移行の経費がこの手数料の実費計算の中に織り込まれるということは先ほど申し上げましたとおりでございします。したがつて、この移行関係を急スピードで進めるといふことになりまして、その当該年度の実費が非常に上がるということになつてしまふ。それは望ましいことではない。それからまた余り多額の値上げをするということとは国民に負担を重くすることでも適当ではございせんので、先ほどの御質問にもお答えした点でありますけれども、なるべくそれをならしていくようにして多額の値上げはしないようにするといふことを考えてまいりたい。

余談でございしますが、早目に移行が済みまふところは移行がこれからのところの負担においてするところになります。後の方で移行するところは移行の経費はまた移行が済んだところの片の方で負担するということになるわけ

で、人は違ひますけれども、大きな意味で見ればならしていくことになるのじゃないかと思ひます。

○橋本教君 そういう意味で、私は、この第三條は臨時的なことだと言つても、手数料の額の決め方は「物価の状況」、それから「実費その他一切の事情」というところの意味はなかなか重要だと思ひます。従来政令で決める部分にも、今局長がおっしゃつたようなコンピュータ化をにらんだ部分が手数料要素として入つてくるわけですから、本当ならばそつちもそういう意味を含めた改正をしておかなくてはいかぬのじゃないかという氣もするんですが、それは出ておりませんのでやむを得ません。

そこで、きょうは時間がありまふから、あとまだ細かい問題いろいろお聞きしたいことがありますが、大きな問題として最後にちよつと聞いておきたいんですが、このコンピュータシステムへの導入については、局長もよく御存じのとおりに全法務労働組合との間に前の民事局長中島一郎さんの時代に、五十七年十一月三十日ですが、覚書が交わされておりました。今までのパイロットシステムはこれは研究開発の最終実験だから本格導入を既定事実としたものではないといふことを確認した上で、この「実験終了後の本格導入については、全法務労働組合と協議して決定する。」と、こゝまではっきり覚書がございします。だから、したがつて最初に私が伺つたように、まさに本格導入の第一歩の法案ですから、この法案が出るまでに、この覚書の趣旨を踏まえるならば、全法務労働組合との間で、きょう私が聞きました人員の問題、移行計画の問題、それから委託業務関係者の問題、それからこの次の時間に伺ひますが、労働安全衛生上の特別の配慮をどうするかという問題も含めて十分な協議を尽くして協議が調つておかなかつたら本当はいけないのじゃないか。そういう意味では協議が調わないのにこの法案を出されたといふことになれば、全法務労働組合との間では覚書違反といふ問題を指摘されてもやむを得

得ないのではないか、非常に重要な問題だ、こう思うのでありますが、どのように解しておられるのでしょうか。

○政府委員(根田泰助君) ただいま御指摘ございましたように、昭和四十七年十一月の末でございましたか、板橋でパイロットシステムによる現場実験を行うに先立ちまして、このパイロットシステムの現場実験の計画はどういうものか、それを将来どうするかということについての基本的な話し合いが持たれて、そしてたまたま読み上げられましたような協議ができておるわけでございます。その線に従いまして私どもはこのパイロットシステムを進めるに当たりましても逐一協議をしております。また、このたびのコンピュータの関係、あるいはそれを中心とした特別会計の導入につきましても、組合の方には情報提供し資料を渡しております。そしてその都度いろいろの説明も加えておるところでございます。

○政府委員(根田泰助君) そのとおりでございます。誠意をもって十分に話し合いをして協議をまとめてまいりたいと思っております。

○橋本敦君 一言だけ、言うまでもないことですが、パイロットシステムをおやりになったのは将来やるかやらないか、そういうような漠としたことで多額の費用をつぎ込んだのではないという当局の立場はわかりますが、しかし組合も真剣に考え、当局との話し合いもやって、五十七年十一月三十日の覚書には、これはっきりとパイロットシステムの「実験終了後、全法務労働組合との協議が整わない限り本格導入を強行する考えはない。」ということまで当時の第一課長はおっしゃっているし、「なお、実験終了後、ただちに本格導入が実施できない場合は、つまずき協議が調わなくて、実施できない場合には、機器の撤去ということになるものと考えている。」と、解釈の余地なく明確に、こういうことは労働組合との協議を尽くして協議が調ってやっていくのだということが指摘されておりますから、まさかこの言葉に偽りがあるわけじゃないので、今おっしゃった労働組合との協議は今後とも誠実にきっちり尽くしてやっていくということについて、大臣の方としてもせっかくなの関心を

持つて対処されるように指導していただきたいのですが、いかがですか。

○国務大臣(嶋崎均君) 御承知のように、スタートの時からそういう前提で事務を進めてきておるわけでございまして、中間報告というように形でこの三月に評価委員会からも出していただいたというふうな形のことでも御推察できますように、今後板橋の出張所のいろいろな積み重ねの実験というものを進めていかなければならぬというふうな思っているわけでございます。そういう過程の中で、今組合との話につきましてもそういう事実があることを前提にして今後ともよく協議をして話を進めていくように指示してまいりたいと思っております。

○橋本敦君 ありがとうございます。きょうはこれで終わっておきます。

○委員長(大川清幸君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回来る十八日木曜日、午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散會

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願(第二九六六号)(第三三三七号)
- 一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第三三六一号)
- 第二九六六号 昭和六十年三月二十九日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 北海道旭川市豊岡二条四丁目 三
浦綾子 外三十名
紹介議員 中山 千夏君
- 第三三六一号 昭和六十年四月三日受理
スパイ防止のための法律制定に関する請願
開かずの門といわれてきた再審も、こころ、二年

- の間に、事件以来三十余年をへて免田、財田川、更に松山事件と前例のない死刑確定事件の再審無罪が相次いだ。徳島事件は、これも例のない死後再審の裁判が結審し、近く判決をむかえようとしており、梅田事件もこの二月、再審開始が確定して再審公判がはじめられようとしている。島田事件は、審理をつくらずなら確定判決(死刑)を覆すが自然性もありうるとして東京高等裁判所から差し戻され、静岡地方裁判所で再審請求審の審理がすすんでいる。これらは、真実と正義に反した誤りが、日本の裁判と捜査にあつたことを明らかにするとともに、誤った裁判の犠牲者を早期に救済するため再審法の改正を急がなければならないことを示している。いまなお、誤った捜査や裁判によつて有罪にされたとして無実を叫び、再審を求める訴えが続いており、無実の罪に苦しむ者の救済のために、再審の門を広く、その審理を公正にすため、速やかに人権と名誉が回復されるようにと望む声は切実である。ついては、次の事項による現行再審法(刑事訴訟法第四編)の一部改正を緊急に実現されたい。
- 一、再審開始の要件を緩和すること。
- 二、検察側の不提出証拠を開示させること。
- 三、死刑確定者の再審開始決定がなされたときは、拘留の停止を行うこと。
- 四、再審開始決定に対して検察官の即時抗告を禁止すること。
- 五、再審請求人との接見、交通など諸権利を保障すること。
- 第三三三七号 昭和六十年四月三日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 北海道北見市春光町四ノ二〇 梅田義光 外三十名
紹介議員 寺田 熊雄君
- この請願の趣旨は、第二九六六号と同じである。
- 第三三六一号 昭和六十年四月三日受理
スパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 熊本市手取本町八ノ三 坂梨日露
紹介議員 浦田 勝君

国家の平和と安全を守るためには、防衛力の整備等とともに、外交及び防衛上等の国家機密のための法制上の整備が重要である。ところが、我が国には、昭和二十二年の刑法の一部改正においていわゆるスパイ罪が削除されたことにより、駐留米軍や米軍供与装備等にかかわるもののほかは、わずかに公務員の守秘義務についての法律があるにとどまっている。このことが我が国の平和と安全を守るうえにおいて致命的ともいえる欠陥となっている。ついでには、日本の平和と安全を守り、国民の生命と財産を守るため、今国会において早急にスパイ防止のための法律を制定されたい。

第六号中正誤

ページ 段行 誤
六四八 暴論 傍論 正

昭和六十年五月四日印刷

昭和六十年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局